

飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画

【説明資料用】

1 地域福祉計画の趣旨

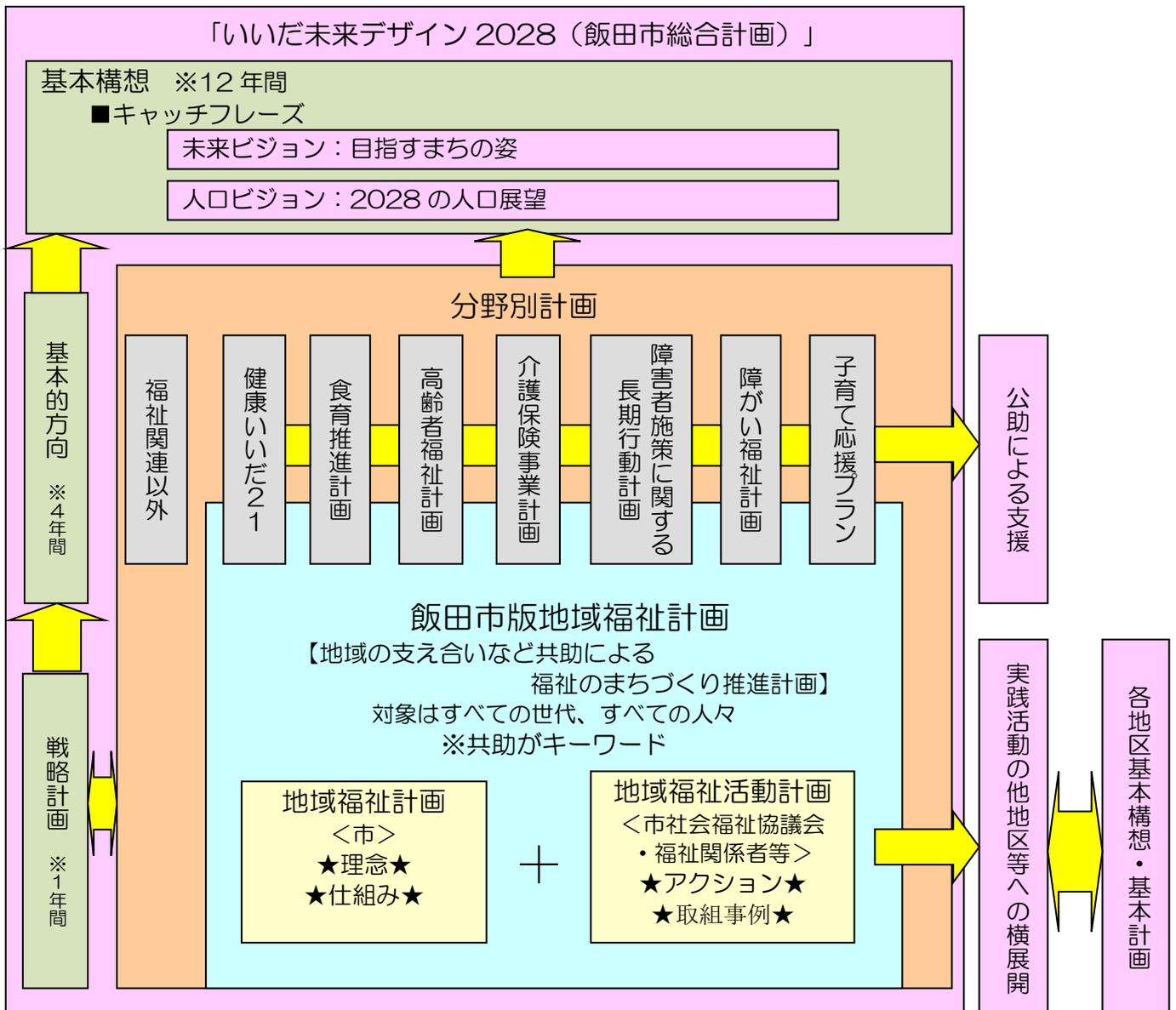
地域福祉計画は社会福祉法の規定に基づく計画であり、各地方自治体が主体的に取り組むこととなっています。

地域の支え合いや住民相互の助け合いによる福祉のまちづくりを推進することが、超高齢社会の到来において大きな柱となることから、飯田市版の地域福祉計画は、飯田市が策定する理念と仕組みを掲げた「地域福祉計画」と、活動・行動を具体化するために飯田市社会福祉協議会が中心となって策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、両計画を車の両輪として連携させ、地域福祉を推進していきます。

「地域福祉活動計画」に「各地区等の身近な取組事例」を掲載し、情報を共有しながら、実践活動を他地区等へ横展開していきます。

2 地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は、「いいだ未来デザイン 2028（飯田市総合計画）」に掲げたビジョンの実現を目指し、地域福祉の推進に関する事項を具体化する分野別計画として、「共助」をキーワードにした福祉関連計画を内包する計画としています。

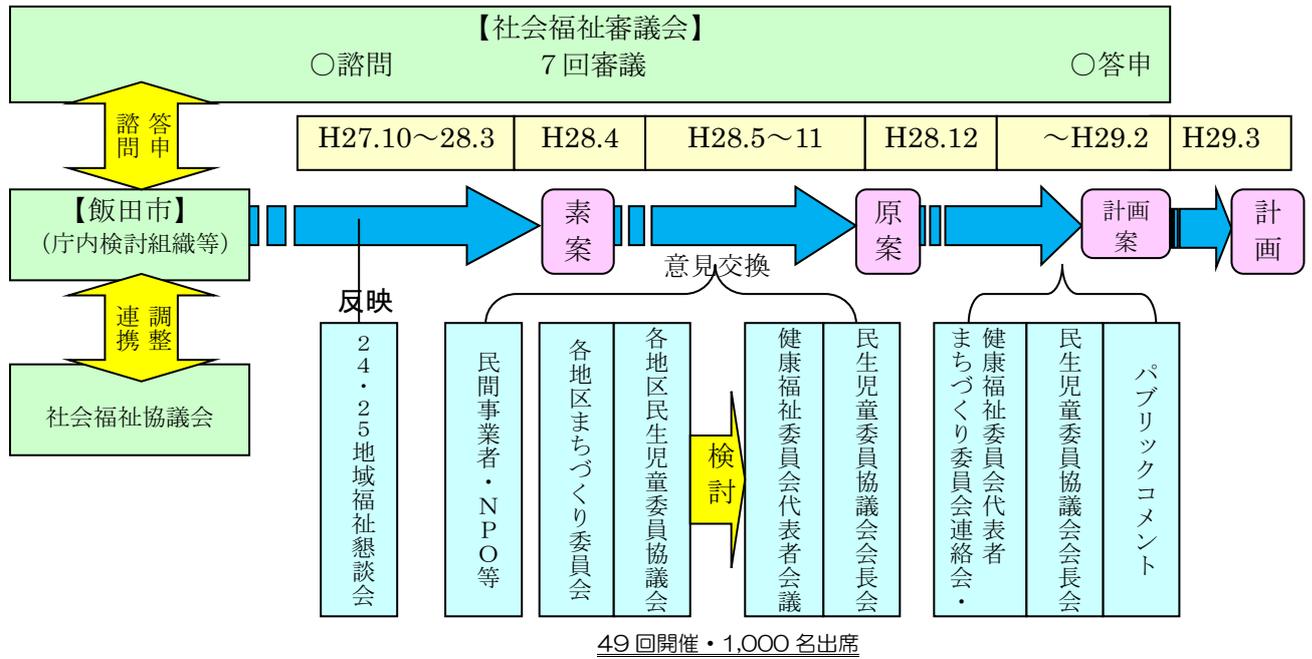


3 計画期間

本計画の期間は、「いいだ未来デザイン 2028（飯田市総合計画）」の計画期間である 12 年間の内、基本的方向の前期、中期、後期の 4 年単位に合わせ、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とします。

4 策定の手法

策定体制は、飯田市の福祉及び健康づくりの施策を審議する飯田市社会福祉審議会に諮問し、まちづくり委員会、民生児童委員協議会や地域福祉に関係する団体から意見を伺い、本計画を策定しました。



5 地域福祉計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

共に支え合う 自ら行動する

「結いとムトスのこころを育み、安心して暮らせる福祉のまちづくり」

この地域は、「結い」や「ムトス」といった自主自立の精神が息づいており、協働のまちづくりが行われています。

誰もが住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと安心して暮らせることができるように、人と人のつながりを大切にし、地域における支え合いが自発的に生まれるような福祉のまちづくりを、さらに推進していくことを本計画の基本理念とします。

(2) 基本方針

基本理念の下に、以下の4つを基本方針に掲げて取組みを推進していきます。

①『共に生きる社会づくり』

年齢や障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が、住み慣れた地域でその人らしい安心した生活を送ることができるよう、一人の人間として尊重され、多種多様な個性を認め合い、支え合いながら共に生活することができる社会を目指す必要があります。

②『共に支え合う地域づくり』

同じ地域で暮らす全ての人々が役割を持ち、お互いに支え合い、助け合うことができるよう、つながりや絆を深め、人の心が通いあう地域づくりが必要です。従来からあるご近所づきあいや、組合や自治組織といった地縁的なコミュニティが大きな役割を担っています。

③『多様な主体による支え合い』

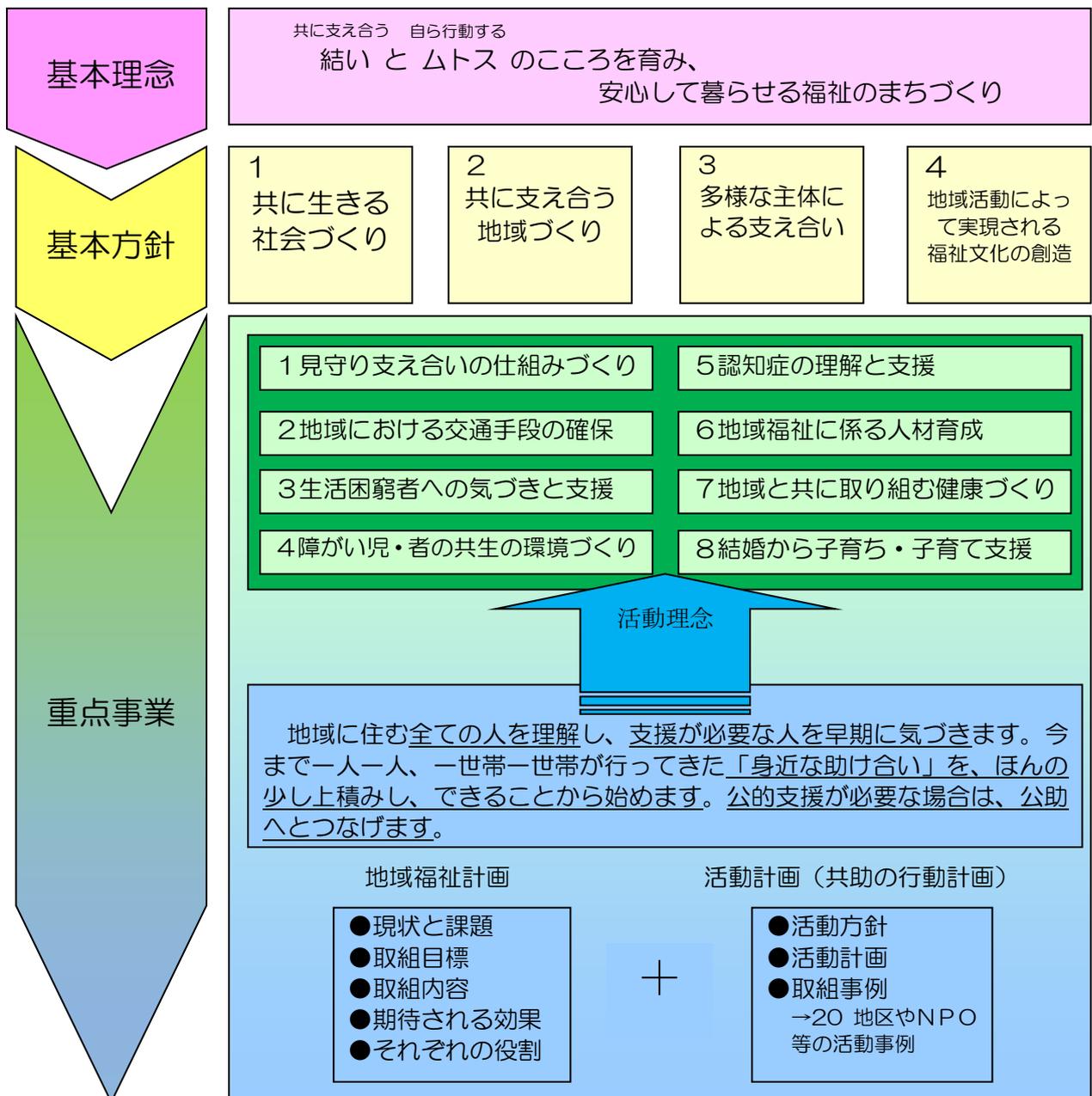
地域で支え合い、心の通いあう地域づくりのためには、その地域に生活する住民を主体として、社会福祉法人やNPO 法人などの社会福祉事業者、ボランティア団体、民間事業者や行政など様々な組織の役割に応じた連携と協働が必要です。

④『地域活動によって実現される福祉文化の創造』

地域福祉を支える主体である住民が、地域の福祉課題の解決に向け主体的に関わり、サービスの担い手としても参画し、自発的な住民参加による生活に根ざした社会的活動の積み重ねによって、市内20地区それぞれの地域特性に合った個性ある地域福祉活動を推進していくことが重要です。

(3) 重点事業

平成 24・25 年度に開催しました地域福祉懇談会等から地域福祉に関わる課題を把握する中で、集中的に取り組むべきものを重点事業として掲げて実施していきます。



6 地域福祉推進のための仕組みづくり

(1) 地域福祉の推進体制

①地域住民・まちづくり委員会等の役割

地域住民は、まちづくりの主体として、市と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めます。まちづくり委員会等は、地域住民の集合体であり、地域の安心で住み良いまちづくりを推進します。

②民生児童委員（福祉委員）の役割

住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めます。また、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、援助を必要とする人に福祉サービスの情報提供、自立した日常生活を営むことができるように助言及び援助をします。住民組織であるまちづくり委員会、社会福祉を目的とする事業者やボランティアとの連携及び支援をし、福祉事務所その他関係行政機関の業務に協力します。

③事業者、ボランティアの役割

事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、従業員の行う地域活動にも配意し、まちづくりに寄与するものとします。

④飯田市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」、「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」及び「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」により、地域福祉の推進を図ります。

⑤行政の役割

市は、地域住民、まちづくり委員会、民生児童委員及び事業者等と協力・連携し、社会福祉事業の計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保及び福祉サービスの適切な利用を推進します。

地域福祉の推進にあたっては、その道筋を立て、総合的・計画的に推進します。地域福祉計画は、福祉関連計画を内包する計画であることから、福祉関連計画の着実な実行と、地域福祉計画の重点事業に掲げた役割を果たしていきます。また、各自治振興センターは地域づくりにおける拠点であり、各まちづくり委員会等地域との調整役としての機能を発揮します。

(2) 地域包括ケアシステムの構築と地域ケア会議の開催

高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」を地域の中に構築することが求められています。地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、医療、介護、福祉の専門職間の連携を促進することに加えて、地域の支え合いに関する地域自治組織の構成員や民生児童委員等も参加して地域の福祉課題を話し合い、課題の共有と対応策を協議することが必要です。そのための仕組みとして、介護保険法により、市町村に地域ケア会議の設置が規定されました。

特に第二層の地区（圏域）地域ケア会議は、第一層の個別ケア会議で話し合われた課題や地域包括支援センターでの相談業務を通じて蓄積された地域の福祉課題について、地域支え合いに関する地域自治組織、民生児童委員、医療・介護スタッフ等が情報を交換し、課題を共有するとともに、その解決に向けて連携するための会議です。地域ケア会議を活用して、地区又は生活圏域ごとに福祉課題の把握と共有、対応策の検討を進めます。

(3) 地区基本構想・基本計画の推進

各地区において基本構想・基本計画の策定が進んでおり、地域特性に応じた計画が推進されています。全てのまちづくり委員会において、基本構想・基本計画又は毎年の事業計画において、高齢者・障がい者への見守り支え合いや地域活動へ参加するための福祉施策、健康づくり、子育て支援及び地域支え合いの環境づくり等が盛り込まれており、地域福祉活動の推進が図られています。

(4) 取組事例の横展開

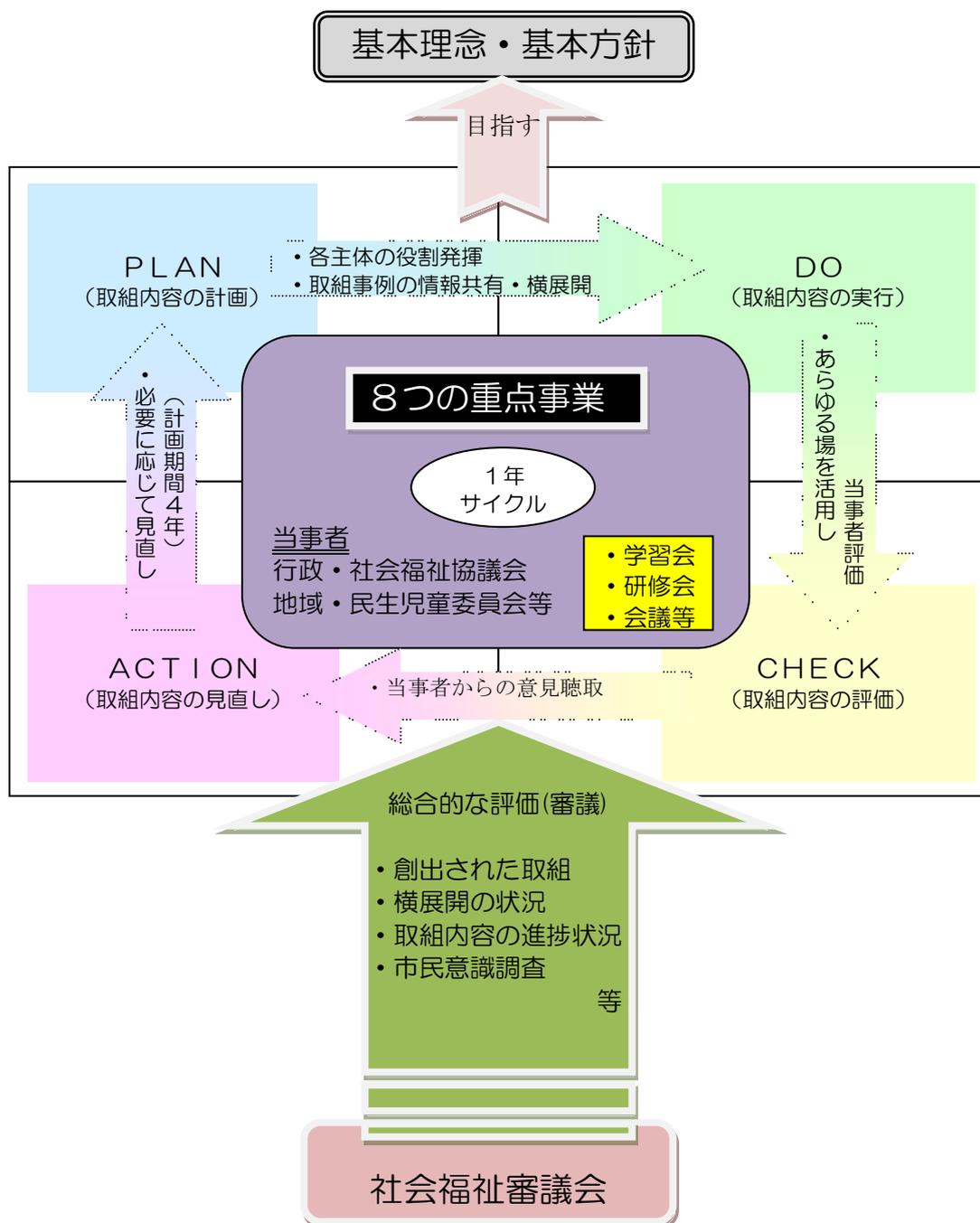
社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが行政との協働により、地域福祉活動推進学習会や研修会、会議等の場を活用し、身近な取組事例の紹介や事例発表を通じて情報共有を図り、他地区等の主体的な実践活動の創出へつなげていきます。

(5) 計画の進行管理と評価

本計画の進行管理と評価は、行政からの視点だけでなく、住民組織や事業者等からの視点で、学習会や研修会、会議等の場を活用し、当事者意識を持って行えるようにします。

また、円滑な実施を進めていくために、社会福祉審議会条例の規定により、地域福祉の推進に関する事項について調査及び審議を行う場である、社会福祉審議会にて、計画の進行管理と評価を総合的に行っていきます。

計画期間は4年となっていますが、8つの重点事業の計画から取組内容の実行、評価、見直しで行うPDCA サイクルにより、進行管理に毎年取り組み、必要に応じて見直しを行います。



7 地域福祉推進のための重点事業

重点事業No.1

『見守り支え合いの仕組みづくり』

主管課	福祉課	
現状と課題	<p>少子高齢化、核家族化や地域コミュニティの希薄化により、孤立する世帯が増えています。また、ごみ出しや買い物困難等日常生活課題が顕在化しています。</p> <p>市では、災害時助け合いマップから、平成24年度には日常の支え合いへ視点を換え、住民支え合いマップの取組を進めています。ただし、地区内全域ではなく、一部に留まっている地区もあります。個人情報保護が弊害となり本人同意が得られず、マップへの記載ができない世帯があります。また、組合未加入者が増加していることより把握が困難な状況もあります。今後は有効な取り組みとなるように、マップの作成に留まらず、実践活動につなげていく必要があります。</p> <p>さらには、住民支え合いマップを活用した地域における取り組みの他、社会全体で支え合う仕組みづくりを構築していくことが必要となっています。</p>	
取組目標	<ol style="list-style-type: none"> 20地区全域での住民支え合いマップの作成と、マップを活用した日常における支え合い活動を行います。 社会全体で地域福祉を推進する仕組みづくりを構築します。 	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 日常生活において支援を必要とする高齢者や障がい者等を住宅地図に記載し、福祉課題を把握し、地域住民で共通認識し支え合い活動を展開します。 地域と行政が一体となって、地域福祉課題に取り組む仕組みづくりを行います。 民間事業者と市が協定を締結し、地域との協働による見守り体制を推進します。 ごみ出し困難世帯に対し、身内や近隣の協力者の他、地域活動組織や社会福祉事業者等多様な主体による支援を行います。 買い物困難者への総合的な支援を行います。 	
期待される効果	<ol style="list-style-type: none"> 住民支え合いマップの作成を通じて、住民同士のつながりができます。 地域福祉活動により、住み慣れた地域での安心した日常生活が続けられます。 	
それぞれの役割	地域住民・まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> 住民支え合いマップの必要性を理解します。 住民支え合いマップを作成します(必要に応じて民生児童委員の協力)。 隣近所での見守り活動・ごみ出し支援等に協力します。 要支援者の情報を民生児童委員へつなげます。 ふれあいサロンなどの小地域の福祉活動事業に取り組みます。 買い物困難者の実態を地域で把握し、支援へつなぎます。 自治組織の必要性を理解してもらい、負担軽減策や課題を精査し、地域の実情に合わせた組合加入促進に市と協働して取り組みます。
	民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 住民支え合いマップの作成に協力します。(本人からの同意を得て、まちづくり委員会へ情報提供) 訪問活動等により、高齢者・障がい者等の安否確認を行います。 支援が必要な人に対し相談を行い助言します。 買い物困難者に対する支援サービスの情報を提供します。 要支援者の情報を関係機関へつなげます。
	事業者・NPO法人・ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> 公的サービスにない生活支援事業に取り組みます。 民間事業者(新聞販売店や配達業者等)が日常業務を通じて異変を察知した場合に、必要に応じて市へ連絡します。
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地域における福祉課題の把握と課題に対する取り組みを調整します。 地域における福祉課題を検討する仕組みづくりを推進します。 住民支え合いマップの普及、作成を支援します。 買い物困難者に対する支援サービスの情報を提供します。 地域福祉活動の取組事例を紹介し、活動を促進します。
	市	<ul style="list-style-type: none"> 社会全体で支え合う仕組みづくりを構築します。 住民支え合いマップの普及、作成を支援します。 地域における福祉活動を補助金により助成します。 ごみ出し困難世帯に対し、地域福祉の視点で対策を講じます。 組合加入促進に、まちづくり委員会と協働して取り組みます。 避難行動要支援者名簿の情報と住民支え合いマップが連動できるように取り組みます。 商工団体等と連携し、買い物支援事業者の増加、育成に努めます。 買い物困難者対策等としての高齢者等の移動手段確保の検討をします。

重点事業No.2

『地域における交通手段の確保（福祉有償運送の拡大と公共交通の充実）』

<p>主管課</p>	<p>福祉課、リニア推進課</p>	
<p>現状と課題</p>	<p>福祉有償運送は、道路運送法の規定により、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障がい者等に対する十分な移送サービスが確保できないと認められる場合に、社会福祉法人やNPO法人等が、実費の範囲内であり営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスです。社会福祉協議会を通じ、各地区まちづくり委員会の身近なサービスとして利用されていますが、全地区をカバーしていません。また、他の社会福祉法人やNPO法人も運営しています。</p> <p>一方、公共交通としては、JR飯田線のほか、路線バス、乗合タクシーがあり、中心市街地（JR飯田駅）から放射状に展開しており、郊外、過疎地域を含む中山間地域まで広く運行していますが、利便性の更なる向上、路線・便数の拡大、駅・バス停まで距離のある「谷間」の人対策などが必要となっています。</p> <p>道路運送法の規定から、福祉有償運送と公共交通は競合するものではありませんが、超高齢社会を迎え、免許返納者の移動手段の確保など新たな課題への対応が求められています。</p>	
<p>取組目標</p>	<p>○福祉有償運送…全ての地区において、移動制約者の移動手段を確保します。 ○公共交通…誰にもやさしく、利用しやすい公共交通を目指し、利便性向上に取り組めます。</p>	
<p>取組内容</p>	<p>○福祉有償運送と公共交通を一体的に捉え、社会福祉協議会（各地区まちづくり委員会）やNPO法人など多様な主体による福祉有償運送の全市的な取り組みを行います。</p> <p>○公共交通においては、都市部、郊外、中山間地域などの多様な特性を持った地域であることから、全市一律の対応とせず、地域特性に応じた細やかな運行に取り組むとともに、安心して使いやすい地域内の移動手段となるよう、ノンステップバスなどのバリアフリー化も推進します。</p>	
<p>期待される効果</p>	<p>1 より多くの移動制約者の外出機会が確保されます。</p>	
<p>それぞれの役割</p>	<p>地域住民・まちづくり委員会・民生児童委員</p>	<p>○福祉有償運送… ・地域の実情に応じて事業に取り組めます。 ・福祉有償運送運転者として協力します。 ○公共交通…積極的に利用しつつ、公共交通環境の改善要望を行います。</p>
	<p>事業者・NPO法人・ボランティア</p>	<p>○福祉有償運送…事業実施主体となり、自主的な運営を行います。 ○公共交通…充実への協力・連携を行います。</p>
	<p>社会福祉協議会</p>	<p>○福祉有償運送…地域における事業の立ち上げ、また運営が円滑に行えるように支援します。 ○公共交通…充実への協力・連携を行います。</p>
	<p>市</p>	<p>○福祉有償運送… ・運営協議会を主宰し、事業の適切な運営を図り、移動制約者の移動手段を確保します。 ・実施事業者が継続的に運営できる支援を進めます。 ・運転者の養成と確保を行います。 ・利用者の安全安心な運送を図るため、運送者の損害賠償措置基準より厳しい基準を設けます。 ○公共交通… ・バリアフリー化など利便性の向上を図り、誰にもやさしく、利用しやすい公共交通を構築します。 ・運転免許証返納者に対する支援策を講じます。</p>

重点事業No.3

『生活困窮者への気づきと支援』

主管課	福祉課	
現状と課題	<p>平成27年4月より生活困窮者自立支援法が施行され、飯田市は飯田市社会福祉協議会に業務委託し飯田市生活就労支援センター（まいさぼ飯田）で自立支援事業を行っています。現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、生活保護受給に至る前の段階で支援を行い、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ることを目的としています。</p> <p>生活困窮者に対する支援を進めるには、生活困窮者に対して早期に気づく地域のネットワークづくり、関係機関が連携した包括的な支援体制づくりと、自立した生活を継続するための社会資源の整備と開拓が重要です。</p>	
取組目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活困窮者の自立を支援し、尊厳を確保します。 2 生活困窮者支援を通じた地域づくりを行います。 	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活困窮者に早期に気づき、支援機関につなげます。 2 生活困窮者に対し、関係機関が連携した包括的、個別的で継続的な支援を行います 3 生活困窮者に対する理解を深めます。 	
期待される効果	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活困窮者が自立した生活を送れます。 2 生活困窮者に対する、地域社会における支え合いの輪が広がります。 	
それぞれの役割	地域住民・まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者は自らSOSを発信できない場合も少なくないため、身近な気づきが重要です。気づいた場合に、関係機関（民生児童委員・まいさぼ飯田・福祉事務所）へ早めの相談を促すか、必要に応じて関係機関へ情報を提供します。 ・見守り活動を通じ、生活状況の変化を把握するように心がけます。 ・生活困窮者のことを理解します。 ・地域での孤立を防ぐことから、地域活動への参加を促します。 ・ボランティア活動に参加し、生活困窮者支援に協力するように心がけます。
	民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の早期発見と生活状況の把握に努め、速やかに支援機関（まいさぼ飯田・福祉事務所）へつなぎ、必要な支援を受けられるように情報提供を行います。 ・地域住民に対し、生活困窮者自立支援制度の内容について啓発を図ります。
	事業者・NPO法人・ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者に対して、必要な支援を提供します。 ・民間事業者（新聞販売店や配達業者等）が日常業務を通じて異変を察知した場合に、必要に応じて市へ連絡します。
	まいさぼ飯田	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者に対する相談と家計再生プラン案及び自立支援プラン案の作成を行います。 ・支援調整会議を開催し、自立支援プランの決定、関係機関による共有及び社会資源の把握・整備・開拓を行います。 ・生活困窮者に対し支援を行います。 ・ハローワークや福祉事務所、民生児童委員等関係機関との連携を図ります。 ・生活困窮者自立支援制度の積極的な情報発信を行い、本制度の理解の促進と地域の支援体制を強化します。
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金・つなぎ資金の貸し付けを行います。 ・総合相談(心配ごと・法律)事業の実施と関係機関との連携を図ります。
	市（福祉事務所）	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度の積極的な情報発信を行い、本制度の理解の促進と地域の支援体制を強化します。 ・各種調査や統計の整理等を行い、生活困窮に陥るおそれのある対象者の層を把握します。 ・生活困窮者自立支援法に基づく事業の支援決定を行います。 ・庁内関係部署との横断的な連携体制の構築により、生活困窮者の早期な把握と支援を行います。 ・まいさぼ飯田と協働し、社会資源の把握・整備・開拓を行います。 ・任意事業の実施に向けた研究を深めます。 ・まいさぼ飯田と福祉事務所が連携し、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度とを連続的に機能させていきます。 ・関係機関と連携した、子どもの貧困対策を行います。

重点事業No.4

『障がい児・者の共生の環境づくり』

主管課	福祉課	
現状と課題	<p>全ての住民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指し、障がいのある人にとって身近な地域で暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。</p> <p>そのためには、地域住民一人ひとりや事業者等が障がいを理解し、障がい児・者の権利擁護と障がいを理由とする差別の解消（不当な差別的取扱いの禁止や施設のバリアフリー化・偏見等なくすといった合理的な配慮の提供）を進めていく必要があります。</p> <p>また、障がい児・者に対するボランティア支援による、社会参加を進めていくことも重要です。</p> <p>そうしたことで、障がい児・者が地域社会の中で自立し、生活しやすい日常生活を営めることができ、地域での自立した生活と共生の環境づくりにつながります。</p>	
取組目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がいに対する地域の理解の推進を図ります。 2 障がい児・者の差別解消を推進します。 3 障がい児・者へのボランティア支援の充実を図ります。 	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がいを理解するための講演会等を開催します。 2 障がい児・者の意見交換の場を設けて、地域への支援ニーズを把握します。 3 ボランティアの養成や福祉教育の推進を図るとともに、活動に対し支援を行います。 	
期待される効果	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域での支え合いにより、障がい児・者の日常生活が当たり前の地域になります。 	
それぞれの役割	地域住民・まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会等に参加し、障がい児・者に対する理解を深めます。 ・障がい児・者等への虐待発見時に関係機関へ通報します。 ・ボランティア活動の参加に心がけます。
	民生児童委員主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児・者の状況を把握します。 ・障がい福祉サービス支援機関へつなぎ、必要な支援を受けられるよう情報提供を行います。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスを提供します。 ・障がい者の雇用を促進します。 ・障がい児・者に対し、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮に努めます。
	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児・者に対して支援します。
	成年後見支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に関する相談支援を行います。 ・成年後見制度の普及啓発に努めます。 ・必要に応じて成年後見人等を受任します。
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動、サークル活動の企画運営を行います。 ・障がい児・者の交流の場として、福祉会館を運営します。 ・障がい者団体等の活動を支援します。 ・日常生活自立支援事業を実施します。
	障がい者総合支援センター ・南信地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児・者の相談を支援します。 ・利用者のニーズに則した障害福祉サービスの計画を作成します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児・者が自立した日常生活や社会生活を送られるように、障害福祉サービス等の支援を行います。 ・当事者理解の講演会の開催、参加の呼びかけを行います。 ・障がい者団体等の活動を支援します。 ・職員対応要領に基づき、障がい児・者に対する差別解消に取り組みます。また、関係機関等のネットワーク構築のため、障害者差別解消支援地域協議会の組織化に向けた検討をします。 ・公共施設のバリアフリー化を推進します。 ・障がい児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組み(地域生活支援拠点)を構築します。 	

重点事業No.5

『認知症の理解と支援』

主管課	長寿支援課	
現状と課題	<p>長寿・高齢化に伴い認知症を発症する方の数は増加しています。認知症による行方不明、事故、詐欺被害は社会問題にもなっています。飯田市においては平成28年4月1日時点で介護認定者6,133人のうち3,405人の方(55.5%)に日常生活に支障をきたす認知症状(自立度Ⅱ以上)がみられました。</p> <p>認知症への対応は早期の段階の受診と診断、正しい理解と知識に基づいた本人・家族に対する支援が必要となります。</p>	
取組目標	<p>1 認知症に対する地域の理解の推進を図ります。</p> <p>2 認知症に関する相談や支援体制の充実を図ります。</p>	
取組内容	<p>1 認知症は身近な病気であることを社会全体として確認していきます。</p> <p>2 認知症の容体に応じた適時・適切な医療・介護等が提供できるよう仕組みづくりに取り組みます。</p>	
期待される効果	<p>1 地域における認知症への正しい理解が広がります。</p> <p>2 認知症の介護者の負担の軽減が図られます。</p> <p>3 認知症の容体に応じた適切な医療介護の提供が図られます。</p>	
それぞれの役割	地域住民・まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に対して正しく理解します。 認知症の方への対応を知り、徘徊等見かけた場合はすみやかに関係機関に連絡します。
	民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 地域の認知症の心配がある方の情報を地域包括支援センター等関係機関につなぎます。
	認知症の人と家族の会	<ul style="list-style-type: none"> 認知症カフェ、介護者の会を開催し、介護者の相談、助言を行い、介護の負担の軽減を図ります。
	事業者・NPO法人・医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中で認知症の方が安全に安心して生活を送れるように、地域と連携した見守りを行います。 医療機関において、他の疾患のために入院した認知症の方に対して多職種チームが連携して、認知症症状の悪化防止や治療環境調整、退院後のケアについて家族を含めて検討し支援につなげます。
	成年後見支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度に関する相談支援を行います。 成年後見制度の普及啓発に努めます。 必要に応じて成年後見人等を受任します。
	地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の正しい知識の普及啓発に努めます。 認知症の人とその介護者の相談・支援を行います。 認知症疾患医療センター、市と連携を図り適切なサービスが提供できるよう支援します。
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の方が地域の中で安全に生活できるための地域で取り組む福祉活動を支援します。 日常生活自立支援事業を実施します。
	市	<ul style="list-style-type: none"> 市民向けの講演会の開催や認知症サポーターを養成し、認知症に対する市民の理解を広げます。 認知症地域推進員を配置し、認知症疾患医療センター等関係機関と連携し医療サービス、介護サービスが必要に応じ、切れ目なく提供できるよう支援します。 認知症ケアパス、若年性認知症支援のハンドブックを活用し、適切なサービスが提供できるようにします。 認知症の人と家族の会と共に認知症カフェや介護者の会を開催し、介護者の相談、支援に取り組みます。 認知症初期集中支援チームによる必要な支援を行います。

重点事業No.6

『地域福祉に係る人材育成』

主管課	福祉課	
現状と課題	<p>少子高齢化時代を迎え、高齢者の介護や児童の健全育成、長期化する経済不況による生活困窮の問題など、暮らしを取り巻く状況は複雑多岐になっています。</p> <p>それに伴い、民生児童委員の活動内容も多様化・複雑化していると同時に地域における役割も高まっており、その活動は厳しいものとなっています。</p> <p>一方、地域の担い手であるまちづくり委員会の役員の担い手不足という課題も顕著化しています。</p> <p>地域福祉の担い手が、民生児童委員やまちづくり委員会役員であり、住民全体へ広がっていません。地域住民が地域福祉の担い手となり、民生児童委員やまちづくり委員会と連携した住民参加型の福祉を進める必要があります。</p> <p>また、飯田市ボランティアセンター、ファミリーサポートセンターともに会員減少の傾向にあり、ボランティアの分野において人材不足が続いています。</p>	
取組目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民相互の助け合いといった住民参加型の福祉を推進します。 2 学童期からの福祉体験により、福祉意識の醸成・啓発を図ります。 3 ボランティアを募集し、福祉人材の確保に努めます。 4 各種育成研修により、質の高いサービス提供に努めます。 	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 民生児童委員とまちづくり委員会との連携を強化します。 2 民生児童委員の負担軽減を図るため、各地区配置基準について見直しを行い、協力員や福祉委員制度、業務内容の精査、人材育成、住民に対する広報等の研究をします。 3 地域福祉活動推進学習会や研修会等を通じ、活動計画に掲載された取組事例を他地区へ横展開し、住民参加型の福祉活動を推進します。 4 保育園・幼稚園、小・中学校や高校での福祉教育を推進します。 5 ファミリーサポートセンターへの会員登録による支え合いを広げます。 6 ボランティア活動の推進を図るため、ボランティアセンターによる活動支援を実施します。 	
期待される効果	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉人材の確保により、福祉サービスが提供され、安心した生活が続けられます。 2 福祉意識の醸成により、住民参加型の福祉が実現されます。 	
それぞれの役割	地域住民・まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動や住民同士による支え合いをできるところから始めます。 ・民生児童委員との連携を図ります。 ・ボランティア講習会等へ参加するように心掛け、ボランティアセンター、ファミリーサポートセンターに協力できる方は登録します。
	民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり委員会との連携を図ります。 ・地域住民に対して、ボランティア講習会等の情報を提供します。
	事業者・NPO法人	<ul style="list-style-type: none"> ・中高生のボランティア事業の受け入れに協力します。 ・ボランティア登録者に活動の場を提供します。
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり委員会、民生児童委員等と連携し、地域福祉活動の推進を図ります。 ・地域福祉コーディネーターが、学習会や研修会等の場を通じ、活動計画に掲載された取組事例を他地区へ横展開し、住民参加型の福祉活動を推進します。 ・福祉教育推進事業を推進します。 ・ボランティアセンター、ファミリーサポートセンターを運営します。 ・地域福祉活動の推進による人材の確保に寄与します。
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する普及啓発と人材の育成を行います。 ・社会福祉協議会と連携して、住民参加型の福祉活動を推進します。 ・各自治振興センターは、地域づくりにおけるコーディネート機能を発揮し、地域づくりの支援を行います。 ・民生児童委員の役割が過重な負担にならないよう軽減策を研究するとともに、行政として支援を行い、また、まちづくり委員会との連携を図っていきます。 ・ボランティア活動、ボランティアセンターの運営を支援します。

重点事業No.7

『地域と共に取り組む健康づくり』

<p>主管課</p>	<p>保健課</p>	
<p>現状と課題</p>	<p>今後も進行する人口減少や少子高齢化を見据えて、平成22年度から、飯田市独自の「地域健康ケア計画」に基づく取組を進めています。毎年度の見直しを行いながら、市の保健福祉分野やそれ以外の関係各課の連携、さらには市民、地域と協働しながら、重点プロジェクトによる取組みを推進しています。</p> <p>飯田市における平均寿命は全国トップクラスの水準ですが、高齢化率も全国平均を大きく上回っており、医療費や介護費などの社会保障費が増加しています。</p> <p>国の健康日本21（第二次）では、健康で自立している期間を示す健康寿命の延伸と、個人を取り巻く状況によって生じる健康格差の縮小を課題にしており、個々の対応だけでなく、集団への取組みや様々な環境整備が必要です。</p> <p>合計特殊出生率は全国や長野県に比べて高い率を維持しているものの出生数は減少しており、若い世代の人口流出もあり、将来の地域を支える担い手不足が懸念されます。</p>	
<p>取組目標</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「市民総健康」と「生涯現役」の実現に向け、住民、地域と行政が協働して健康に過ごせる社会を構築します。 2 市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、「健康」を軸としたまちづくりを進めます。 3 生涯を通じて健康で、支障なく日常生活を送ることができるよう、ライフステージに応じた生活習慣病の予防や健康づくりをします。 	
<p>取組内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康増進や疾病予防等を目的として、専門職による家庭訪問や家庭環境や個人の状況にあった保健指導を行うとともに、医療、福祉との連携を図ります。 2 がん検診受診率向上、特定健診受診率向上のための普及啓発、受診しやすい環境づくりや日程の設定を行います。 3 脳血管疾患等の生活習慣病予防、認知症予防のために、市民が正しい知識と実践力を身につけ、地域の仲間と地域に合った活動のできる環境づくりを進めます。 	
<p>期待される効果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康づくりを行政だけで進めるのではなく、家族や地域と協働して取り組むことで、個人だけでは困難な健康への気づきや生活習慣の改善につながり、生涯にわたっていきいきと暮らすことができます。 2 地域における健康づくりの取組を広げていくことで、希薄化している人と人とのつながりができます。 3 伝統食の継承や農業体験などを通して、子どもから高齢者まで多世代が交流する機会がつけられます。 	
<p>それぞれの役割</p>	<p>地域住民・まちづくり委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 適切な生活習慣を意識し、個人でできることから取り組みます。 • 特定健診及びがん（検診）の受診や健康教室への参加を、地域で声かけします。 • がん検診申込書及び受診状況調査の取りまとめに協力することで、地域ぐるみで検診受診の意識高揚を図ります。
	<p>民生児童委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 各地区担当の保健師等と連携を取って、地区の課題に対応します。
	<p>事業者・ボランティア</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 市で開催する「食とからだを考える健康教室」を修了した市民の有志は、食生活改善推進員として、家庭や地域で食生活改善を中心とした活動を展開します。 • 個人で活動する運動指導者や市内外の民間企業は、それぞれの得意分野において健康に関する取組みを実施します。
	<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 専門知識を活かし、健康づくりの指導及び普及に取り組みます。 • 健康づくりのきっかけとなる働きかけを行ない、主体的かつ継続的な取組となるための支援を行います。 • 市と多様な主体が、地域ぐるみで健康づくりに取り組むことができる仕組みづくりを進めます。 • 地域の健康や体操教室の開催等にあたり、指導者の情報提供等の支援をします。

重点事業No.8

『結婚から子育て・子育て支援』

<p>主管課</p>	<p>福祉課、子育て支援課</p>	
<p>現状と課題</p>	<p>未婚化や晩婚化が大きく影響している少子化の進行は、大きな社会問題として喫緊な課題となっています。その対策として、地域や飯田市結婚相談所が結婚活動を行い、カップル成立数は増加傾向ですが、必ずしも結婚成立に繋がっていない状況であり、若者の結婚観に踏み込んだ対策も必要となってきています。</p> <p>また、在宅育児支援、親の就労支援、発達支援事業などに取り組みつつ、地域での支え合いの視点から、市民による情報発信や公民館を中心とした地域あげての家庭教育活動にも取り組んできました。さらに、子育て世代の経済的負担の軽減にも力を入れる中で、総合的な子育て支援・子育て支援を推進し、結果、平成17年には1.52まで落ち込んでいた市の合計特殊出生率が、平成27年には1.77まで上昇してきましたが、少子化傾向には歯止めがかかっていません。</p> <p>三世帯世帯の減少等に伴い、祖父母や隣近所との関わりが薄れ、子育ての孤立化が進行する中で、子どもを持った保護者の負担感や不安感は増大しています。また、共働き家庭が増加しており、子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支えることが大切です。</p>	
<p>取組目標</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 初婚・再婚を問わず、結婚を希望するすべての人が安心して相談できる環境の整備と、出会いの機会を創出し、地域における結婚支援体制を充実させます。 2 子育てに関する相談や支援に、市民・関係機関・行政が協働して取り組みます。 3 児童虐待防止や要保護児童等の支援に取り組みます。 	
<p>取組内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 お見合い・婚活イベント・セミナーを開催し、出会いの機会の創出と結婚に向けた支援を行います。 2 ファミリーサポートセンター（子育て支援）事業やおめでとう赤ちゃん訪問活動事業により、市民同士の助け合いを促進します。 3 飯田市子ども家庭応援センター（以下「ゆいきっず」といいます。）における市民参画や、子育て相談・支援における関係他機関等との連携・協働を推進します。 4 飯田市子育て支援ネットワーク協議会（児童虐待防止ネットワーク）の活動を推進し、組織の機能を高めます。 	
<p>期待される効果</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 結婚する人が増えることにより、少子化の歯止めとなります。 2 市民同士がお互いに助け合う「地域の子育て力」が高まります。 3 子どもや子育て家庭に対する地域ぐるみの相談・支援機能が強化されます。 	
<p>それぞれの役割</p>	<p>地域住民・まちづくり委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり委員会と地区結婚相談員が連携し、地区主体の婚活イベントを開催します。 ・協力できる方はファミリーサポートセンターの協力会員になり、依頼会員の子育てを支援します。 ・ゆいきっずが実施する事業にボランティアとして参画するように心がけます。 ・児童虐待等を発見した場合、関係機関に通告します。
	<p>民生児童委員主任児童委員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待等を発見した場合、関係機関に通告します。 ・子どもの養育に心配のある家庭を中心に、訪問、見守り、相談対応等の援助を行います（おめでとう赤ちゃん訪問活動事業を含む）。
	<p>事業者・ボランティア・子育て支援ネットワーク構成機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的にファミリーサポートセンターの協力会員になり、依頼会員の子育てを支援します。 ・ゆいきっずが実施する事業にボランティアとして積極的に参画します。 ・飯田市子育て支援ネットワーク協議会の構成機関を中心に、子どもの養育に心配のある家庭等に対し、連携、協働しつつ支援します。
	<p>社会福祉協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・飯田市結婚相談所を運営します。各地区に対し支援します。 ・ファミリーサポートセンター事業の周知を強化するとともに、会員数の増加を図ります。 ・おめでとう赤ちゃん訪問活動事業の祝品作製を担います。
	<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と連携し、結婚の機運の醸成や婚活事業の推進を図ります。 ・ファミリーサポートセンターの利用料金について、低所得世帯への負担軽減をします。 ・（ゆいきっずとして）外部関係機関や庁内他部署と連携・協働し、子育て相談・支援に取り組みます。 ・ゆいきっずにボランティアの活躍の場をつくるなど、市民協働による事業展開に努めます。 ・飯田市子育て支援ネットワーク協議会の調整機関として、構成機関間の連携、協働による支援を促進します。また、児童虐待についての周知に努めます。 ・関係機関と連携した、子どもの貧困対策を行います。 ・発達が気になる子どもに対し、保育所・幼稚園から小学校へと途切れのない支援を行います。

飯田市地域福祉計画

飯田市地域福祉活動計画

共に支え合う 自ら行動する

「結いとムトスのところを育み、

安心して暮らせる福祉のまちづくり」

平成 29 年度～32 年度

飯 田 市

飯田市社会福祉協議会

目次

第1章	計画策定にあたって	
1	策定の趣旨	1
2	策定の経過	1
3	位置づけ	1
4	計画期間	2
5	策定の手法	2
第2章	地域福祉計画の基本的な考え方	
1	基本理念	3
2	基本方針	3
3	重点事業	4
第3章	地域福祉推進のための仕組みづくり	
1	地域福祉の推進体制	5
2	飯田市社会福祉協議会の活動方針	6
3	福祉のまちづくりパートナーシップ協定	6
4	地域包括ケアシステムの構築と地域ケア会議の開催	8
5	地区基本構想・基本計画の推進	8
6	取組事例の横展開	9
7	計画の進行管理と評価	9
第4章	地域福祉推進のための重点事業	
1	見守り支え合いの仕組みづくり	10
2	地域における交通手段の確保	11
3	生活困窮者への気づきと支援	12
4	障がい児・者の共生の環境づくり	13
5	認知症の理解と支援	14
6	地域福祉に係る人材育成	15
7	地域と共に取り組む健康づくり	16
8	結婚から子育て・子育て支援	17
第5章	重点事業を推進するための活動計画	
1	見守り支え合いの仕組みづくり	18
2	地域における交通手段の確保	31
3	生活困窮者への気づきと支援	34
4	障がい児・者の共生の環境づくり	37
5	認知症の理解と支援	41
6	地域福祉に係る人材育成	45
7	地域と共に取り組む健康づくり	48
8	結婚から子育て・子育て支援	53
資料編		
1	飯田市社会福祉審議会本部会委員名簿	58
2	飯田市社会福祉審議会本部会の開催状況	59
3	地区等との意見交換の開催状況	60
4	福祉相談窓口一覧	61

第1章 計画策定にあたって

1 策定の趣旨

飯田市の総合計画「いいだ未来デザイン2028」では、人口減少時代への対応、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通を見据えた戦略的な取り組み、ムトスや公民館などに代表される「自主自立の精神」の継承や分権型社会への対応、大震災をはじめとする災害や社会経済情勢への対応を大切な視点としています。

福祉施策としては、人口減少や加速する少子高齢化への対応が求められており、また国や地方の財政難という背景もあり、大きな転換期を迎えています。多様なニーズに対応していくためには、行政による公的なサービスや制度（公助）を充実させる一方、地域活動による支え合いや住民相互の助け合い（共助）が重要となってきます。まちづくり委員会、民生児童委員、NPO法人、ボランティア、民間事業者、社会福祉協議会や行政などの多様な主体がそれぞれの役割を担い、協働しながら地域福祉の推進に取り組んでいくことが必要です。

地域活動による支え合いや住民相互の助け合いによる福祉のまちづくりを推進することが、超高齢社会において大きな柱となることから、「飯田市版地域福祉計画」は、飯田市が策定する理念と仕組みを掲げた「地域福祉計画」と、活動・行動を具体化するために飯田市社会福祉協議会や福祉関係者等が共に策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、両計画を車の両輪として連携させ、地域福祉を推進していきます。

「地域福祉活動計画」に「各地区等の身近な取組事例」を掲載し、情報共有しながら、他地区等へ横展開していきます。

2 策定の経過

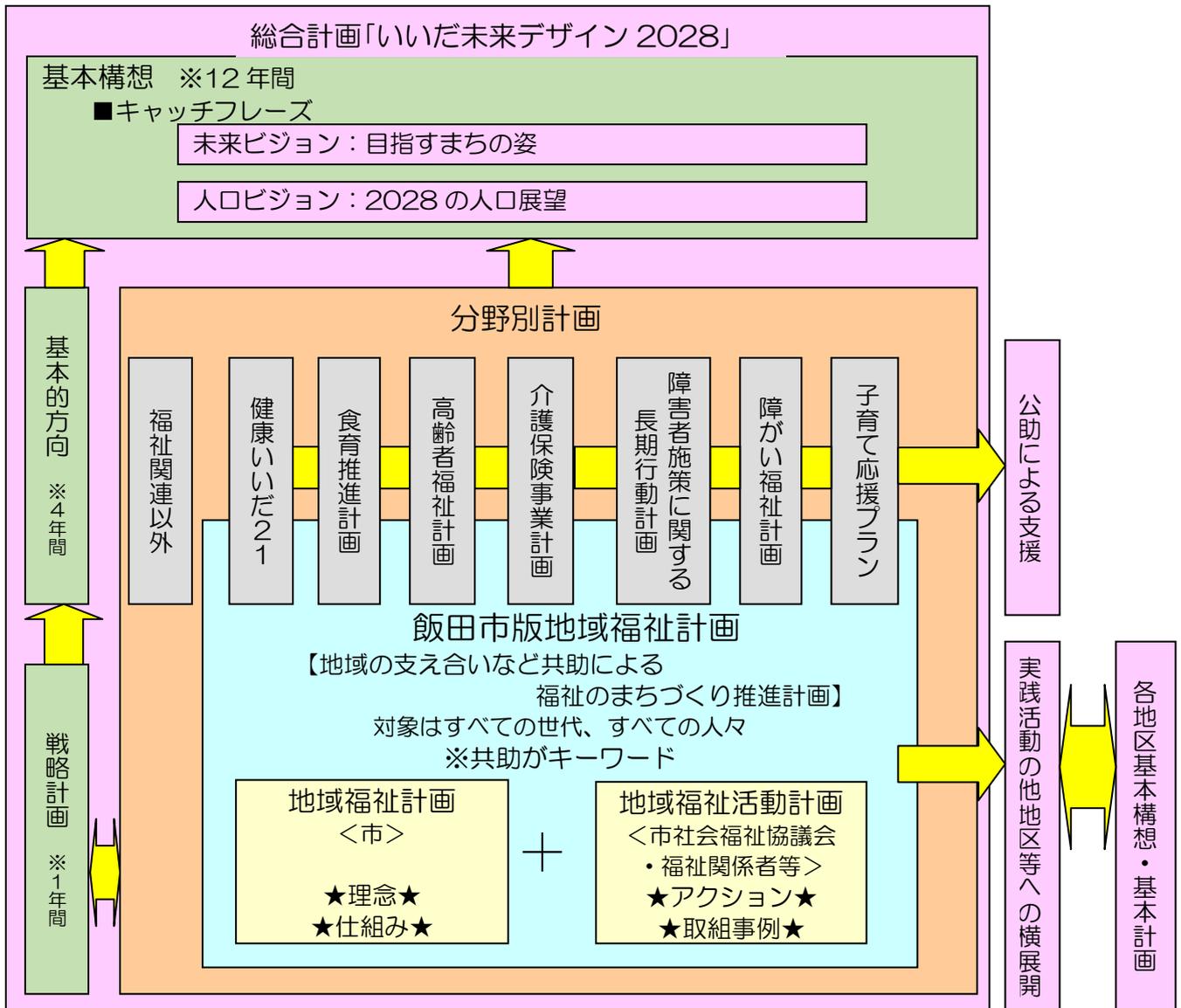
「地域福祉計画」は、平成15年4月1日から施行された社会福祉法の中で規定されています。同年、飯田市は社会福祉審議会に「今後の飯田市の地域福祉のあり方について」を諮問し、平成18年度に「飯田市の地域福祉計画としては、本審議会が提言する地域福祉推進の理念や基本方針で示した考え方が、今後の各地区での地域福祉計画の策定活動や地域福祉活動の中に反映され、それぞれの地域で関係者の連携、協力による地域福祉の確立に向けた具体的な実践活動が、結果としてまとめられることが望まれます。」との答申があったことから、具体的実践活動を優先し計画策定を見送って来ました。

平成19年4月に「市民主体」「情報共有」「参加協働」の3原則に基づいた、市民主体の住みよいまちづくりを進めることを目的とする「自治基本条例」が施行され、地域でできることは地域の創意・工夫で実施できる仕組みとして「地域自治組織」の活動も始まりました。「地域自治組織」の活動の中心を担う地区まちづくり委員会の多くは、基本構想・基本計画を策定し、福祉の分野では地域福祉の推進を目標として掲げ、地域福祉活動が実践されています。

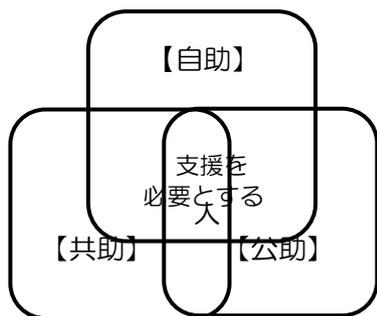
平成24・25年度と市内全ての地区で地域福祉懇談会を開催し、まちづくり委員会、飯田市及び飯田市社会福祉協議会において地域福祉推進の必要性と各地区における福祉課題が共通認識されました。また、障がい福祉、高齢者福祉、子育て支援に係る法定計画が策定されたことにより、次期総合計画に合わせ、地域福祉計画を策定するに至りました。

3 位置づけ

地域福祉計画は、総合計画「いいだ未来デザイン2028」に掲げたビジョンの実現を目指し、地域福祉の推進に関する事項を具体化する分野別計画として、「共助」をキーワードにした福祉関連計画を内包する計画としています。



※基本的方向：基本構想の実現に向けて4年間で戦略的かつ重点的に取り組むもの
 ※戦略計画：基本的方向の実現に向けて具体的に取り組むもの
 ※自助・共助・公助の相関図



自助 (住民の役割)	共助 (地域等の役割)	公助 (行政の役割)
<ul style="list-style-type: none"> 当事者本人が他人の力によらず、家族及び親族の支援を受けて、自立すること。 地域の福祉活動を理解すること、また共助や公助に参加すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 隣近所、まちづくり委員会、ボランティアなどが、身近な相談・見守り・声かけなどの簡易なボランティア活動を自発的に行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 公的な制度やサービスにより、行政が支援すること。

4 計画期間

本計画の期間は、総合計画「いいだ未来デザイン 2028」の計画期間である 12 年間の内、基本的方向の前期、中期、後期の 4 年単位に合わせ、平成 29 年度から平成 32 年度までの 4 年間とします。

5 策定の手法

策定体制は、飯田市の福祉及び健康づくりの施策を審議する飯田市社会福祉審議会に諮問し、まちづくり委員会、民生児童委員協議会や地域福祉に関係する団体から意見を伺い、本計画を策定しました。

第2章 地域福祉計画の基本的な考え方

1 基本理念

共に支え合う 自ら行動する

「結いとムトスのところを育み、
安心して暮らせる福祉のまちづくり」

この地域は、「結い」や「ムトス」といった自主自立の精神が息づいており、協働のまちづくりが行われています。

誰もが住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと安心して暮らせることができるように、人と人のつながりを大切に、地域における支え合いが自発的に生まれるような福祉のまちづくりを、さらに推進していくことを本計画の基本理念とします。

2 基本方針

基本理念の下に、以下の4つを基本方針に掲げて取り組みを推進していきます。

(1) 『共に生きる社会づくり』

年齢や障がいのあるなしにかかわらず、すべての人が、住み慣れた地域でその人らしい安心して生活を送ることができるよう、一人の人間として尊重され、多種多様な個性を認め合い、支え合いながら共に生活することができる社会を目指すことが必要です。

(2) 『共に支え合う地域づくり』

同じ地域で暮らす人々がお互いに支え合い、助け合うことができるよう、つながりや絆を深め、人の心が通いあう地域づくりが必要です。従来からあるご近所づきあいや、組合や自治組織といった地縁的なコミュニティが大きな役割を担っています。

(3) 『多様な主体による支え合い』

地域で支え合い、心の通いあう地域づくりのためには、その地域に生活する住民を主体として、社会福祉法人や NPO 法人などの社会福祉事業者、ボランティア団体、民間事業者や行政など様々な組織の役割に応じた連携と協働が必要です。

(4) 『地域活動によって実現される福祉文化の創造』

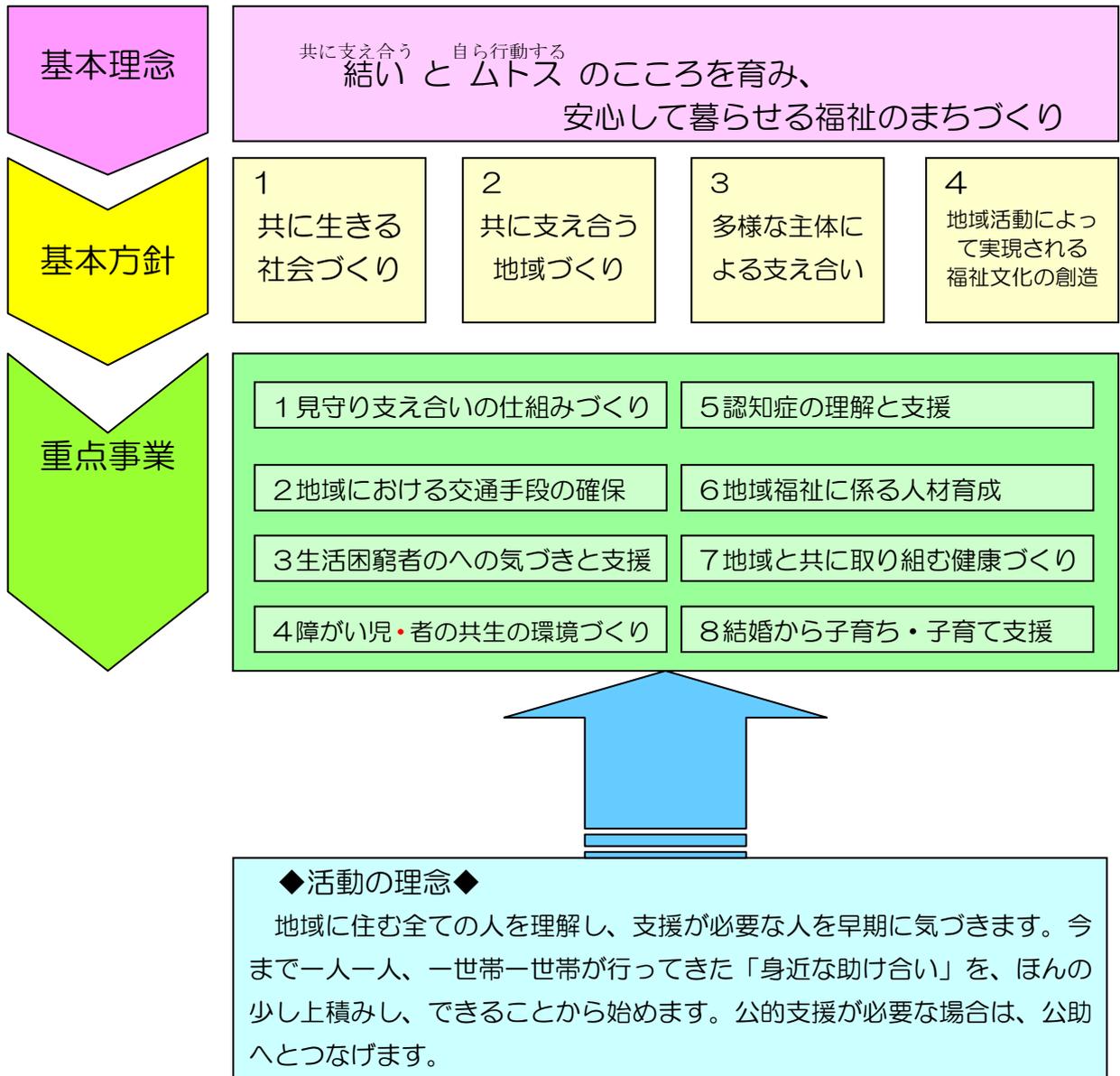
地域福祉を支える主体である住民が、地域の福祉課題の解決に向け主体的に関わり、サービスの担い手としても参画し、自発的な住民参加による生活に根ざした社会的活動の積み重ねによって、市内20地区それぞれに合った個性ある地域福祉活動を推進していくことが重要です。

【解説】

「ムトス」とは、広辞苑の最末尾の言葉「ん・と・す」を引用したもので、「まさに・・・しようとする」という意味を表す言葉で、行動への意思や意欲を表しています。昭和57年3月に飯田市が作成した「10万都市構想」で理想とする都市像の実現に向けての行動理念・合言葉として「ムトス」を使用しました。以来、地域づくりの合言葉として「ムトス飯田」を使用しています。昭和62年に商標登録しています。

3 重点事業

平成24・25年度に開催しました地域福祉懇談会等から地域福祉に関わる課題を把握する中で、集中的に取り組むべきものを重点事業として掲げて実施していきます。



第3章 地域福祉推進のための仕組みづくり

1 地域福祉の推進体制

飯田市自治基本条例及び社会福祉法により、地域福祉推進の担い手は、地域住民、事業者、ボランティアと位置付けられています。

それぞれの役割により、地域福祉を推進します。

(1) 地域住民・まちづくり委員会等の役割

地域住民は、まちづくりの主体として、市と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めます。

まちづくり委員会等は、地域住民の集合体であり、地域の安心で住み良いまちづくりを推進します。

(2) 民生児童委員（福祉委員）の役割

住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めます。また、住民の生活状態を必要に応じ適切に把握し、援助を必要とする人に福祉サービスの情報提供、自立した日常生活を営むことができるように助言及び援助をします。

住民組織であるまちづくり委員会、社会福祉を目的とする事業者やボランティアとの連携及び支援をし、福祉事務所その他関係行政機関の業務に協力します。

(3) 事業者、ボランティアの役割

事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、従業員の行う地域活動にも配慮し、まちづくりに寄与するものとします。

(4) 飯田市社会福祉協議会の役割

市社会福祉協議会は、「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」、「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」及び「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」により、地域福祉の推進を図ります。

(5) 行政の役割

市は、地域住民、まちづくり委員会、民生児童委員及び事業者等と協力・連携し、社会福祉事業の計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保及び福祉サービスの適切な利用を推進します。

地域福祉の推進にあたっては、その道筋を立て、総合的・計画的に推進します。地域福祉計画は、福祉関連計画を内包する計画であることから、福祉関連計画の着実な実行と、地域福祉計画の重点事業に掲げた役割を果たしていきます。また、各自治振興センターは地域づくりにおける拠点であり、各まちづくり委員会等地域との調整役としての機能を発揮します。

【解説】

- 自治基本条例：
平成 19 年に飯田市の自治の基本的な原則及びまちづくりに関する市民、市議会及び市の執行機関の役割を明らかにし、市民が主体のまちづくりを協働して推進することを目的に飯田市が制定したものです。
- 民生委員と福祉委員：
民生委員は、民生委員法に規定された厚生労働大臣が委嘱する地方公務員です。民生委員の職務は、「①住民の生活状態の把握、②日常生活の相談、助言及び援助、③福祉サービスの情報提供、社会福祉経営者等との連携及び活動支援、⑤福祉事務所の業務協力等」です。
一方、福祉委員は、飯田市の条例に規定され、飯田市長が委嘱します。福祉委員の職務は、「①生活困窮世帯、心身障害者を有する世帯、老人世帯及び母子世帯等の心配ごと相談、②寝たきり・独居高齢者の調査、相談、慰問、③生活困窮世帯、心身障害者を有する世帯、老人世帯及び母子世帯等の処遇改善のための情報収集、④行政機関・福祉事業施設との連絡調整、⑤地域ボランティアの育成等」です。
飯田市では、民生委員が福祉委員を兼ねることと規定しています。
- 社会福祉法：
社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、地域福祉の推進を図ることを目的とした法律です。また、地域住民、社会福祉を目的とする事業者等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会の構成員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加できるように地域福祉の推進に努めることを規定しています。

2 飯田市社会福祉協議会の活動方針

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されています。地域住民や社会福祉関係者等の参加と協力を得ながら活動することを特徴とし、「公益的で且つ自主的」な組織であり、地域福祉を推進する主体的な団体として位置付けられています。

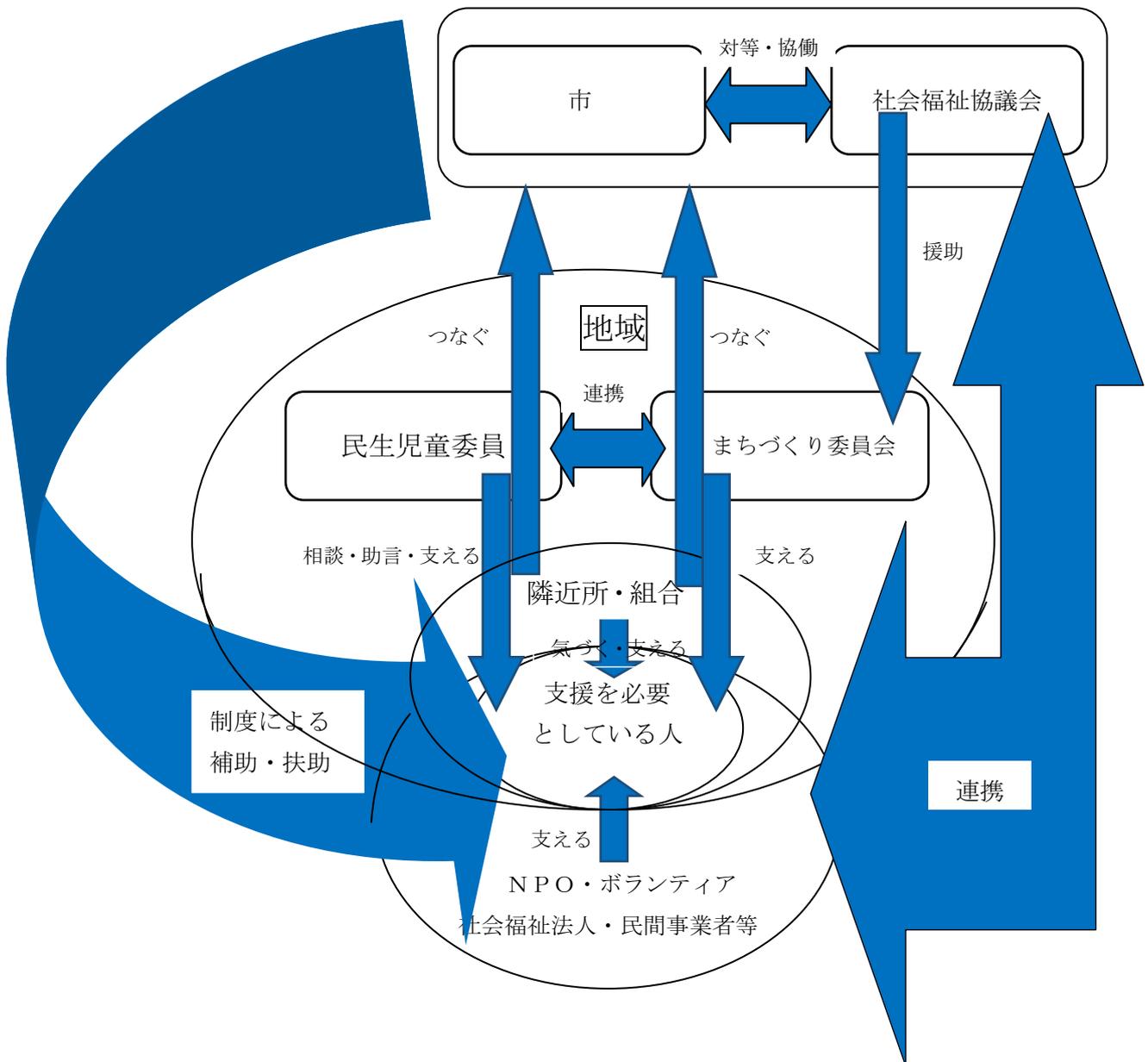
地域の一人ひとりが抱えている悩みや課題を地域全体の課題として捉え、「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を実現するために、市民や公私福祉関係者の方々とともに、様々な活動を展開していきます。

3 福祉のまちづくりパートナーシップ協定

飯田市社会福祉協議会と飯田市は、第 5 次飯田市基本構想基本計画のまちづくりの基本理念である「多様な主体による協働のまちづくり」に従い、住民同士が支え合うことができるコミュニティを実現し、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、平成 20 年 3 月 26 日に、福祉のまちづくりパートナーシップ協定を締結しました。

飯田市社会福祉協議会と飯田市は、対等・協働を基本とし、「福祉のまちづくり」を進めるものとしています。協働方針として、福祉サービスの充実、保健・福祉の連携の強化、福祉の専門性の向上、地域の支え合いの推進を掲げています。

相関図



4 地域包括ケアシステムの構築と地域ケア会議の開催

高齢化が急速に進む中で、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加し、これに伴い日常生活の支援を必要とする高齢者が増加しています。また、認知症の高齢者が増加する等地域の福祉を巡る課題は、増大しています。こうした中で、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」を地域の中に構築することが求められています。地域包括ケアシステムの構築を進めるためには、医療、介護、福祉の専門職間の連携を促進することに加えて、地域の支え合いに関係する地域自治組織の構成員や民生児童委員等も参加して地域の福祉課題を話し合い、課題の共有と対応策を協議することが必要です。そのための仕組みとして、介護保険法により、市町村に地域ケア会議の設置が規定されました。飯田市では、地域ケア会議を以下の体系にて設置します。

階層	第一層	第二層	第三層
名称	個別ケア会議	地区（圏域）地域ケア会議	飯田市地域包括ケア推進協議会
目的	個別ケースの課題について関係する地域住民やスタッフによる対応策の検討	地区又は生活圏域単位での、地域住民組織や地域の医療・介護スタッフによる、地域課題の共有と対応策の検討	飯田市全体の地域課題について政策化を目指すための、関係機関・団体代表者による協議
参集範囲	個別ケースに関係する地域住民、民生児童委員、医療・介護スタッフ	地域支え合いに関係する地域自治組織、民生児童委員、医療・介護スタッフ	市の地域自治組織、民生児童委員、医療・介護スタッフなどの代表者 (社会福祉審議会高齢者福祉分科会委員)
主催	地域包括支援センター	地域包括支援センター	長寿支援課

特に第二層の地区（圏域）地域ケア会議は、第一層の個別ケア会議で話し合われた課題や地域包括支援センターでの相談業務を通じて蓄積された地域の福祉課題について、地域支え合いに関係する地域自治組織、民生児童委員、医療・介護スタッフ等が情報を交換し、課題を共有するとともに、その解決に向けて連携するための会議です。地域ケア会議を活用して、地区又は生活圏域ごとに福祉課題の把握と共有、対応策の検討を進めます。

5 地区基本構想・基本計画の推進

各地区において基本構想・基本計画の策定が進んでおり、地域特性に応じた計画が推進されています。全てのまちづくり委員会において、基本構想・基本計画又は毎年の事業計画において、高齢者・障がい者への見守り支え合いや地域活動へ参加するための福祉施策、健康づくり、子育て支援及び地域支え合いの環境づくり等が盛り込まれており、地域福祉活動の推進が図られています。

6 取組事例の横展開

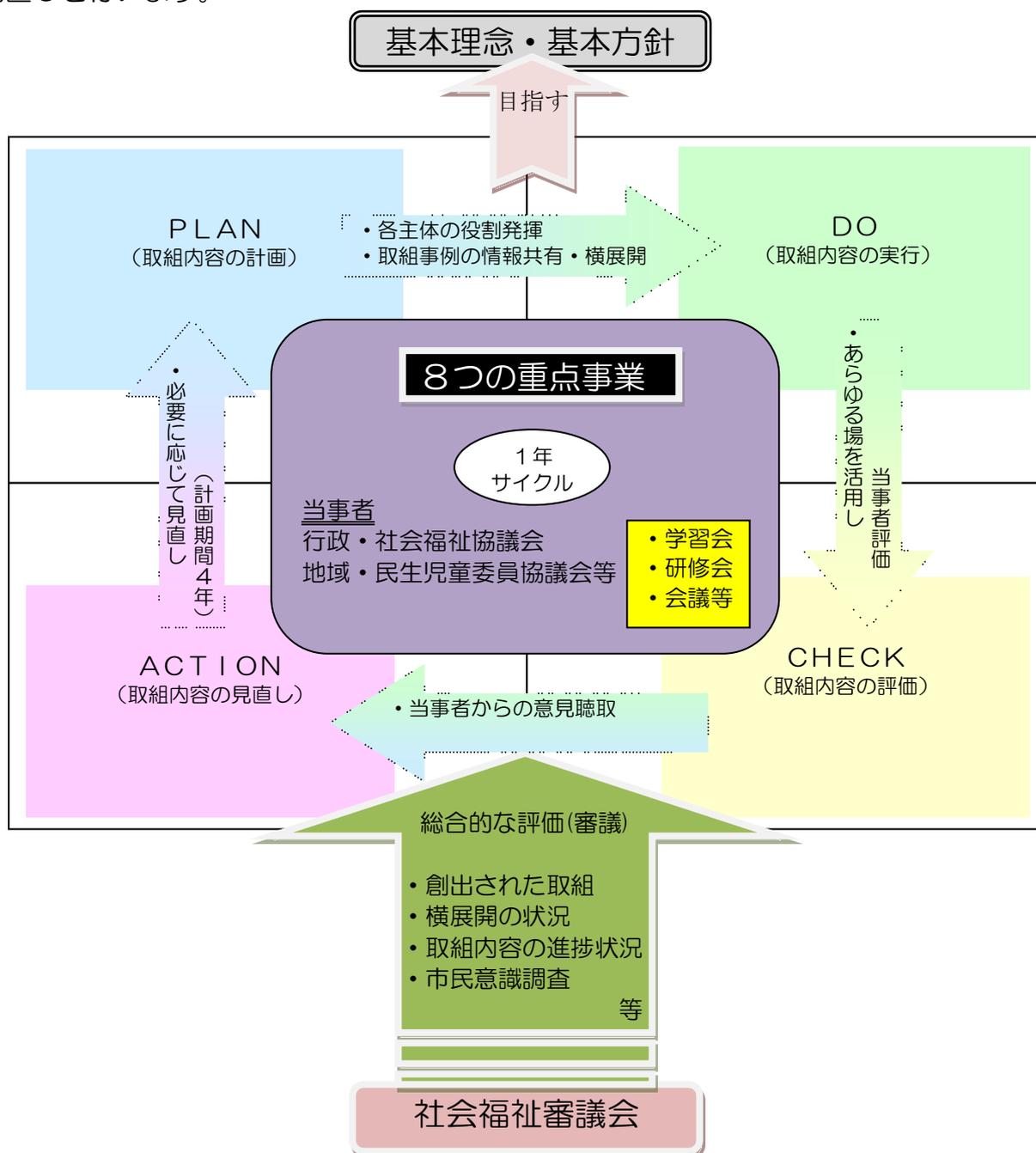
社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが行政との協働により、地域福祉活動推進学習会や研修会、会議等の場を活用し、身近な取組事例の紹介や事例発表を通じて情報共有を図り、他地区等の主体的な実践活動の創出へつなげていきます。

7 計画の進行管理と評価

本計画の進行管理と評価は、行政からの視点だけでなく、住民組織や事業者等からの視点で学習会や研修会、会議等の場を活用し、当事者意識を持って行えるようにします。

また、円滑な実施を進めていくために、社会福祉審議会条例の規定により、地域福祉の推進に関する事項について調査及び審議を行う場である、社会福祉審議会にて、計画の進行管理と評価を総合的に行っていきます。

計画期間は4年となっていますが、8つの重点事業の計画から取組内容の実行、評価、見直しで行うPDCA サイクルにより、進行管理に毎年取り組み、必要に応じて見直しを行います。



第4章 地域福祉推進のための重点事業

重点事業No.1

『見守り支え合いの仕組みづくり』

主管課	福祉課	
現状と課題	<p>少子高齢化、核家族化や地域コミュニティの希薄化により、孤立する世帯が増えています。また、ごみ出しや買い物困難等日常生活課題が顕在化しています。</p> <p>市では、災害時助け合いマップから、平成24年度には日常の支え合いへ視点を変え、住民支え合いマップの取組を進めています。ただし、地区内全域ではなく、一部に留まっている地区もあります。個人情報保護が弊害となり本人同意が得られず、マップへの記載ができない世帯があります。また、組合未加入者が増加していることより把握が困難な状況もあります。今後は有効な取り組みとなるように、マップの作成に留まらず、実践活動につなげていく必要があります。</p> <p>さらには、住民支え合いマップを活用した地域における取り組みの他、社会全体で支え合う仕組みづくりを構築していくことが必要となっています。</p>	
取組目標	<ol style="list-style-type: none"> 20地区全域での住民支え合いマップの作成と、マップを活用した日常における支え合い活動を行います。 社会全体で地域福祉を推進する仕組みづくりを構築します。 	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 日常生活において支援を必要とする高齢者や障がい者等を住宅地図に記載し、福祉課題を把握し、地域住民で共通認識し支え合い活動を展開します。 地域と行政が一体となって、地域福祉課題に取り組む仕組みづくりを行います。 民間事業者と市が協定を締結し、地域との協働による見守り体制を推進します。 ごみ出し困難世帯に対し、身内や近隣の協力者の他、地域活動組織や社会福祉事業者等多様な主体による支援を行います。 買い物困難者への総合的な支援を行います。 	
期待される効果	<ol style="list-style-type: none"> 住民支え合いマップの作成を通じて、住民同士のつながりができます。 地域福祉活動により、住み慣れた地域での安心した日常生活が続けられます。 	
それぞれの役割	地域住民・まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> 住民支え合いマップの必要性を理解します。 住民支え合いマップを作成します(必要に応じて民生児童委員の協力)。 隣近所での見守り活動・ごみ出し支援等に協力します。 要支援者の情報を民生児童委員へつなげます。 ふれあいサロンなどの小地域の福祉活動事業に取り組みます。 買い物困難者の実態を地域で把握し、支援へつなぎます。 自治組織の必要性を理解してもらい、負担軽減策や課題を精査し、地域の実情に合わせた組合加入促進に市と協働して取り組みます。
	民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 住民支え合いマップの作成に協力します。(本人からの同意を得て、まちづくり委員会へ情報提供) 訪問活動等により、高齢者・障がい者等の安否確認を行います。 支援が必要な人に対し相談を行い助言します。 買い物困難者に対する支援サービスの情報を提供します。 要支援者の情報を関係機関へつなげます。
	事業者・NPO法人・ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> 公的サービスにない生活支援事業に取り組みます。 民間事業者(新聞販売店や配達業者等)が日常業務を通じて異変を察知した場合に、必要に応じて市へ連絡します。
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 地域における福祉課題の把握と課題に対する取り組みを調整します。 地域における福祉課題を検討する仕組みづくりを推進します。 住民支え合いマップの普及、作成を支援します。 買い物困難者に対する支援サービスの情報を提供します。 地域福祉活動の取組事例を紹介し、活動を促進します。
	市	<ul style="list-style-type: none"> 社会全体で支え合う仕組みづくりを構築します。 住民支え合いマップの普及、作成を支援します。 地域における福祉活動を補助金により助成します。 ごみ出し困難世帯に対し、地域福祉の視点で対策を講じます。 組合加入促進に、まちづくり委員会と協働して取り組みます。 避難行動要支援者名簿の情報と住民支え合いマップが連動できるように取り組みます。 商工団体等と連携し、買い物支援事業者の増加、育成に努めます。 買い物困難者対策等としての高齢者等の移動手段確保の検討をします。

重点事業No.2

『地域における交通手段の確保（福祉有償運送の拡大と公共交通の充実）』

主管課	福祉課、リニア推進課	
現状と課題	<p>福祉有償運送は、道路運送法の規定により、タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障がい者等に対する十分な移送サービスが確保できないと認められる場合に、社会福祉法人やNPO法人等が、実費の範囲内であり営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用して会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスです。社会福祉協議会を通じ、各地区まちづくり委員会の身近なサービスとして利用されていますが、全地区をカバーしていません。また、他の社会福祉法人やNPO法人も運営しています。</p> <p>一方、公共交通としては、JR飯田線のほか、路線バス、乗合タクシーがあり、中心市街地（JR飯田駅）から放射状に展開しており、郊外、過疎地域を含む中山間地域まで広く運行していますが、利便性の更なる向上、路線・便数の拡大、駅・バス停まで距離のある「谷間」の人対策などが必要となっています。</p> <p>道路運送法の規定から、福祉有償運送と公共交通は競合するものではありませんが、超高齢社会を迎え、免許返納者の移動手段の確保など新たな課題への対応が求められています。</p>	
取組目標	<p>○福祉有償運送…全ての地区において、移動制約者の移動手段を確保します。</p> <p>○公共交通…誰にもやさしく、利用しやすい公共交通を目指し、利便性向上に取り組みます。</p>	
取組内容	<p>○福祉有償運送と公共交通を一体的に捉え、社会福祉協議会（各地区まちづくり委員会）やNPO法人など多様な主体による福祉有償運送の全市的な取り組みを行います。</p> <p>○公共交通においては、都市部、郊外、中山間地域などの多様な特性を持った地域であることから、全市一律の対応とせず、地域特性に応じた細やかな運行に取り組みとともに、安心して使いやすい地域内の移動手段となるよう、ノンステップバスなどのバリアフリー化も推進します。</p>	
期待される効果	1 より多くの移動制約者の外出機会が確保されます。	
それぞれの役割	地域住民・まちづくり委員会・民生児童委員	<p>○福祉有償運送…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じて事業に取り組みます。 ・福祉有償運送運転者として協力します。 <p>○公共交通…積極的に利用しつつ、公共交通環境の改善要望を行います。</p>
	事業者・NPO法人・ボランティア	<p>○福祉有償運送…事業実施主体となり、自主的な運営を行います。</p> <p>○公共交通…充実への協力・連携を行います。</p>
	社会福祉協議会	<p>○福祉有償運送…地域における事業の立ち上げ、また運営が円滑に行えるように支援します。</p> <p>○公共交通…充実への協力・連携を行います。</p>
	市	<p>○福祉有償運送…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営協議会を主宰し、事業の適切な運営を図り、移動制約者の移動手段を確保します。 ・実施事業者が継続的に運営できる支援を進めます。 ・運転者の養成と確保を行います。 ・利用者の安全安心な運送を図るため、運送者の損害賠償措置基準より厳しい基準を設けます。 <p>○公共交通…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化など利便性の向上を図り、誰にもやさしく、利用しやすい公共交通を構築します。 ・運転免許証返納者に対する支援策を講じます。

重点事業No.3

『生活困窮者への気づきと支援』

主管課	福祉課	
現状と課題	<p>平成27年4月より生活困窮者自立支援法が施行され、飯田市は飯田市社会福祉協議会に業務委託し飯田市生活就労支援センター（まいさぼ飯田）で自立支援事業を行っています。現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、生活保護受給に至る前の段階で支援を行い、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ることを目的としています。</p> <p>生活困窮者に対する支援を進めるには、生活困窮者に対して早期に気づく地域のネットワークづくり、関係機関が連携した包括的な支援体制づくりと、自立した生活を継続するための社会資源の整備と開拓が重要です。</p>	
取組目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活困窮者の自立を支援し、尊厳を確保します。 2 生活困窮者支援を通じた地域づくりを行います。 	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活困窮者に早期に気づき、支援機関につなげます。 2 生活困窮者に対し、関係機関が連携した包括的、個別的で継続的な支援を行います 3 生活困窮者に対する理解を深めます。 	
期待される効果	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活困窮者が自立した生活を送れます。 2 生活困窮者に対する、地域社会における支え合いの輪が広がります。 	
それぞれの役割	地域住民・まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者は自らSOSを発信できない場合も少なくないため、身近な気づきが重要です。気づいた場合に、関係機関（民生児童委員・まいさぼ飯田・福祉事務所）へ早めの相談を促すか、必要に応じて関係機関へ情報を提供します。 ・見守り活動を通じ、生活状況の変化を把握するように心がけます。 ・生活困窮者のことを理解します。 ・地域での孤立を防ぐことから、地域活動への参加を促します。 ・ボランティア活動に参加し、生活困窮者支援に協力するように心がけます。
	民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者の早期発見と生活状況の把握に努め、速やかに支援機関（まいさぼ飯田・福祉事務所）へつなぎ、必要な支援を受けられるように情報提供を行います。 ・地域住民に対し、生活困窮者自立支援制度の内容について啓発を図ります。
	事業者・NPO法人・ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者に対して、必要な支援を提供します。 ・民間事業者（新聞販売店や配達業者等）が日常業務を通じて異変を察知した場合に、必要に応じて市へ連絡します。
	まいさぼ飯田	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者に対する相談と家計再生プラン案及び自立支援プラン案の作成を行います。 ・支援調整会議を開催し、自立支援プランの決定、関係機関による共有及び社会資源の把握・整備・開拓を行います。 ・生活困窮者に対し支援を行います。 ・ハローワークや福祉事務所、民生児童委員等関係機関との連携を図ります。 ・生活困窮者自立支援制度の積極的な情報発信を行い、本制度の理解の促進と地域の支援体制を強化します。
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金・つなぎ資金の貸し付けを行います。 ・総合相談(心配ごと・法律)事業の実施と関係機関との連携を図ります。
	市（福祉事務所）	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度の積極的な情報発信を行い、本制度の理解の促進と地域の支援体制を強化します。 ・各種調査や統計の整理等を行い、生活困窮に陥るおそれのある対象者の層を把握します。 ・生活困窮者自立支援法に基づく事業の支援決定を行います。 ・庁内関係部署との横断的な連携体制の構築により、生活困窮者の早期な把握と支援を行います。 ・まいさぼ飯田と協働し、社会資源の把握・整備・開拓を行います。 ・任意事業の実施に向けた研究を深めます。 ・まいさぼ飯田と福祉事務所が連携し、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度とを連続的に機能させていきます。 ・関係機関と連携した、子どもの貧困対策を行います。

重点事業No.4

『障がい児・者の共生の環境づくり』

主管課	福祉課	
現状と課題	<p>全ての住民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指し、障がいのある人にとって身近な地域で暮らしやすい環境づくりを進めていく必要があります。</p> <p>そのためには、地域住民一人ひとりや事業者等が障がいを理解し、障がい児・者の権利擁護と障がいを理由とする差別の解消（不当な差別的取扱いの禁止や施設のバリアフリー化・偏見等なくすといった合理的な配慮の提供）を進めていく必要があります。</p> <p>また、障がい児・者に対するボランティア支援による、社会参加を進めていくことも重要です。</p> <p>そうしたことで、障がい児・者が地域社会の中で自立し、生活しやすい日常生活を営めることができ、地域での自立した生活と共生の環境づくりにつながります。</p>	
取組目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がいに対する地域の理解の推進を図ります。 2 障がい児・者の差別解消を推進します。 3 障がい児・者へのボランティア支援の充実を図ります。 	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がいを理解するための講演会等を開催します。 2 障がい児・者の意見交換の場を設けて、地域への支援ニーズを把握します。 3 ボランティアの養成や福祉教育の推進を図るとともに、活動に対し支援を行います。 	
期待される効果	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域での支え合いにより、障がい児・者の日常生活が当たり前の地域になります。 	
それぞれの役割	地域住民・まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会等に参加し、障がい児・者に対する理解を深めます。 ・障がい児・者等への虐待発見時に関係機関へ通報します。 ・ボランティア活動の参加に心がけます。
	民生児童委員 主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児・者の状況を把握します。 ・障がい福祉サービス支援機関へつなぎ、必要な支援を受けられるよう情報提供を行います。
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスを提供します。 ・障がい者の雇用を促進します。 ・障がい児・者に対し、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮に努めます。
	ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児・者に対して支援します。
	成年後見支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に関する相談支援を行います。 ・成年後見制度の普及啓発に努めます。 ・必要に応じて成年後見人等を受任します。
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動、サークル活動の企画運営を行います。 ・障がい児・者の交流の場として、福祉会館を運営します。 ・障がい者団体等の活動を支援します。 ・日常生活自立支援事業を実施します。
	障がい者総合支援センター ・南信地域活動支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児・者の相談を支援します。 ・利用者のニーズに則した障害福祉サービスの計画を作成します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児・者が自立した日常生活や社会生活を送られるように、障害福祉サービス等の支援を行います。 ・当事者理解の講演会の開催、参加の呼びかけを行います。 ・障がい者団体等の活動を支援します。 ・職員対応要領に基づき、障がい児・者に対する差別解消に取り組みます。また、関係機関等のネットワーク構築のため、障害者差別解消支援地域協議会の組織化に向けた検討をします。 ・公共施設のバリアフリー化を推進します。 ・障がい児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組み(地域生活支援拠点)を構築します。 	

重点事業No.5

『認知症の理解と支援』

主管課	長寿支援課	
現状と課題	<p>長寿・高齢化に伴い認知症を発症する方の数は増加しています。認知症による行方不明、事故、詐欺被害は社会問題にもなっています。飯田市においては平成28年4月1日時点で介護認定者6,133人のうち3,405人の方(55.5%)に日常生活に支障をきたす認知症状(自立度Ⅱ以上)がみられました。</p> <p>認知症への対応は早期の段階の受診と診断、正しい理解と知識に基づいた本人・家族に対する支援が必要となります。</p>	
取組目標	<p>1 認知症に対する地域の理解の推進を図ります。</p> <p>2 認知症に関する相談や支援体制の充実を図ります。</p>	
取組内容	<p>1 認知症は身近な病気であることを社会全体として確認していきます。</p> <p>2 認知症の容体に応じた適時・適切な医療・介護等が提供できるよう仕組みづくりに取り組みます。</p>	
期待される効果	<p>1 地域における認知症への正しい理解が広がります。</p> <p>2 認知症の介護者の負担の軽減が図られます。</p> <p>3 認知症の容体に応じた適切な医療介護の提供が図られます。</p>	
それぞれの役割	地域住民・まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に対して正しく理解します。 認知症の方への対応を知り、徘徊等見かけた場合はすみやかに関係機関に連絡します。
	民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> 地域の認知症の心配がある方の情報を地域包括支援センター等関係機関につなぎます。
	認知症の人と家族の会	<ul style="list-style-type: none"> 認知症カフェ、介護者の会を開催し、介護者の相談、助言を行い、介護の負担の軽減を図ります。
	事業者・NPO法人・医療機関	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中で認知症の方が安全に安心して生活を送れるように、地域と連携した見守りを行います。 医療機関において、他の疾患のために入院した認知症の方に対して多職種チームが連携して、認知症症状の悪化防止や治療環境調整、退院後のケアについて家族を含めて検討し支援につなげます。
	成年後見支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度に関する相談支援を行います。 成年後見制度の普及啓発に努めます。 必要に応じて成年後見人等を受任します。
	地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の正しい知識の普及啓発に努めます。 認知症の人とその介護者の相談・支援を行います。 認知症疾患医療センター、市と連携を図り適切なサービスが提供できるよう支援します。
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の方が地域の中で安全に生活できるための地域で取り組む福祉活動を支援します。 日常生活自立支援事業を実施します。
	市	<ul style="list-style-type: none"> 市民向けの講演会の開催や認知症サポーターを養成し、認知症に対する市民の理解を広げます。 認知症地域推進員を配置し、認知症疾患医療センター等関係機関と連携し医療サービス、介護サービスが必要に応じ、切れ目なく提供できるよう支援します。 認知症ケアパス、若年性認知症支援のハンドブックを作成し、適切なサービスが提供できるよう活用します。 認知症の人と家族の会と共に認知症カフェや介護者の会を開催し、介護者の相談、支援に取り組みます。 認知症初期集中支援チームを設置します。

重点事業No.6

『地域福祉に係る人材育成』

主管課	福祉課	
現状と課題	<p>少子高齢化時代を迎え、高齢者の介護や児童の健全育成、長期化する経済不況による生活困窮の問題など、暮らしを取り巻く状況は複雑多岐になっています。</p> <p>それに伴い、民生児童委員の活動内容も多様化・複雑化していると同時に地域における役割も高まっており、その活動は厳しいものとなっています。</p> <p>一方、地域の担い手であるまちづくり委員会の役員の担い手不足という課題も顕著化しています。</p> <p>地域福祉の担い手が、民生児童委員やまちづくり委員会役員であり、住民全体へ広がっていません。地域住民が地域福祉の担い手となり、民生児童委員やまちづくり委員会と連携した住民参加型の福祉を進める必要があります。</p> <p>また、飯田市ボランティアセンター、ファミリーサポートセンターともに会員減少の傾向にあり、ボランティアの分野において人材不足が続いています。</p>	
取組目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民相互の助け合いといった住民参加型の福祉を推進します。 2 学童期からの福祉体験により、福祉意識の醸成・啓発を図ります。 3 ボランティアを募集し、福祉人材の確保に努めます。 4 各種育成研修により、質の高いサービス提供に努めます。 	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 民生児童委員とまちづくり委員会との連携を強化します。 2 民生児童委員の負担軽減を図るため、各地区配置基準について見直しを行い、協力員や福祉委員制度、業務内容の精査、人材育成、住民に対する広報等の研究をします。 3 地域福祉活動推進学習会や研修会等を通じ、活動計画に掲載された取組事例を他地区へ横展開し、住民参加型の福祉活動を推進します。 4 保育園・幼稚園、小・中学校や高校での福祉教育を推進します。 5 ファミリーサポートセンターへの会員登録による支え合いを広げます。 6 ボランティア活動の推進を図るため、ボランティアセンターによる活動支援を実施します。 	
期待される効果	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉人材の確保により、福祉サービスが提供され、安心した生活が続けられます。 2 福祉意識の醸成により、住民参加型の福祉が実現されます。 	
それぞれの役割	地域住民・まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動や住民同士による支え合いをできるところから始めます。 ・民生児童委員との連携を図ります。 ・ボランティア講習会等へ参加するように心掛け、ボランティアセンター、ファミリーサポートセンターに協力できる方は登録します。
	民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり委員会との連携を図ります。 ・地域住民に対して、ボランティア講習会等の情報を提供します。
	事業者・NPO法人	<ul style="list-style-type: none"> ・中高生のボランティア事業の受け入れに協力します。 ・ボランティア登録者に活動の場を提供します。
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり委員会、民生児童委員等と連携し、地域福祉活動の推進を図ります。 ・地域福祉コーディネーターが、学習会や研修会等の場を通じ、活動計画に掲載された取組事例を他地区へ横展開し、住民参加型の福祉活動を推進します。 ・福祉教育推進事業を推進します。 ・ボランティアセンター、ファミリーサポートセンターを運営します。 ・地域福祉活動の推進による人材の確保に寄与します。
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する普及啓発と人材の育成を行います。 ・社会福祉協議会と連携して、住民参加型の福祉活動を推進します。 ・各自治振興センターは、地域づくりにおけるコーディネート機能を発揮し、地域づくりの支援を行います。 ・民生児童委員の役割が過重な負担にならないよう軽減策を研究するとともに、行政として支援を行い、また、まちづくり委員会との連携を図っていきます。 ・ボランティア活動、ボランティアセンターの運営を支援します。

重点事業No.7

『地域と共に取り組む健康づくり』

主管課	保健課	
現状と課題	<p>今後も進行する人口減少や少子高齢化を見据えて、平成22年度から、飯田市独自の「地域健康ケア計画」に基づく取組を進めています。毎年度の見直しを行いながら、市の保健福祉分野やそれ以外の関係各課の連携、さらには市民、地域と協働しながら、重点プロジェクトによる取り組みを推進しています。</p> <p>飯田市における平均寿命は全国トップクラスの水準ですが、高齢化率も全国平均を大きく上回っており、医療費や介護費などの社会保障費が増加しています。</p> <p>国の健康日本21（第二次）では、健康で自立している期間を示す健康寿命の延伸と、個人を取り巻く状況によって生じる健康格差の縮小を課題にしており、個々の対応だけでなく、集団への取り組みや様々な環境整備が必要です。</p> <p>合計特殊出生率は全国や長野県に比べて高い率を維持しているものの出生数は減少しており、若い世代の人口流出もあり、将来の地域を支える担い手不足が懸念されます。</p>	
取組目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 「市民総健康」と「生涯現役」の実現に向け、住民、地域と行政が協働して健康に過ごせる社会を構築します。 2 市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、「健康」を軸としたまちづくりを進めます。 3 生涯を通じて健康で、支障なく日常生活を送ることができるよう、ライフステージに応じた生活習慣病の予防や健康づくりを推進します。 	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康増進や疾病予防等を目的として、専門職による家庭訪問や家庭環境や個人の状況にあった保健指導を行うとともに、医療、福祉との連携を図ります。 2 がん検診受診率向上、特定健診受診率向上のための普及啓発、受診しやすい環境づくりや日程の設定を行います。 3 脳血管疾患等の生活習慣病予防、認知症予防のために、市民が正しい知識と実践力を身につけ、地域の仲間と地域に合った活動のできる環境づくりを進めます。 	
期待される効果	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康づくりを行政だけで進めるのではなく、家族や地域と協働して取り組むことで、個人だけでは困難な健康への気づきや生活習慣の改善につながり、生涯にわたっていきいきと暮らすことができます。 2 地域における健康づくりの取組を広げていくことで、希薄化している人と人とのつながりができます。 3 伝統食の継承や農業体験などを通して、子どもから高齢者まで多世代が交流する機会がつくられます。 	
それぞれの役割	地域住民・まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な生活習慣を意識し、個人でできることから取り組みます。 ・特定健診及びがん（検診）の受診や健康教室への参加を、地域で声かけします。 ・がん検診申込書及び受診状況調査の取りまとめに協力することで、地域ぐるみで検診受診の意識高揚を図ります。
	民生児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区担当の保健師等と連携を取って、地区の課題に対応します。
	事業者・ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・市で開催する「食とからだを考える健康教室」を修了した市民の有志は、食生活改善推進員として、家庭や地域で食生活改善を中心とした活動を展開します。 ・個人で活動する運動指導者や市内外の民間企業は、それぞれの得意分野において健康に関する取り組みを実施します。
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・専門知識を活かし、健康づくりの指導及び普及に取り組みます。 ・健康づくりのきっかけとなる働きかけを行ない、主体的かつ継続的な取組となるための支援を行います。 ・市と多様な主体が、地域ぐるみで健康づくりに取り組むことができる仕組みづくりを進めます。 ・地域の健康や体操教室の開催等にあたり、指導者の情報提供等の支援をします。

重点事業No.8

『結婚から子育て・子育て支援』

主管課	福祉課、子育て支援課	
現状と課題	<p>未婚化や晩婚化が大きく影響している少子化の進行は、大きな社会問題として喫緊な課題となっています。その対策として、地域や飯田市結婚相談所が結婚活動を行い、カップル成立数は増加傾向ですが、必ずしも結婚成立に繋がっていない状況であり、若者の結婚観に踏み込んだ対策も必要となってきています。</p> <p>また、在宅育児支援、親の就労支援、発達支援事業などに取り組みつつ、地域での支え合いの視点から、市民による情報発信や公民館を中心とした地域あげての家庭教育活動にも取り組んできました。さらに、子育て世代の経済的負担の軽減にも力を入れる中で、総合的な子育て支援・子育て支援を推進し、結果、平成17年には1.52まで落ち込んでいた市の合計特殊出生率が、平成27年には1.77まで上昇してきましたが、少子化傾向には歯止めがかかっていません。</p> <p>三世代世帯の減少等に伴い、祖父母や隣近所との関わりが薄れ、子育ての孤立化が進行する中で、子どもを持った保護者の負担感や不安感は増大しています。また、共働き家庭が増加しており、子どもや子育て家庭を地域ぐるみで支えることが大切です。</p>	
取組目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 初婚・再婚を問わず、結婚を希望するすべての人が安心して相談できる環境の整備と、出会いの機会を創出し、地域における結婚支援体制を充実させます。 2 子育てに関する相談や支援に、市民・関係機関・行政が協働して取り組みます。 3 児童虐待防止や要保護児童等の支援に取り組みます。 	
取組内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 お見合い・婚活イベント・セミナーを開催し、出会いの機会の創出と結婚に向けた支援を行います。 2 ファミリーサポートセンター（子育て支援）事業やおめでとう赤ちゃん訪問活動事業により、市民同士の助け合いを促進します。 3 飯田市子ども家庭応援センター（以下「ゆいきっず」といいます。）における市民参画や、子育て相談・支援における関係他機関等との連携・協働を推進します。 4 飯田市子育て支援ネットワーク協議会（児童虐待防止ネットワーク）の活動を推進し、組織の機能を高めます。 	
期待される効果	<ol style="list-style-type: none"> 1 結婚する人が増えることにより、少子化の歯止めとなります。 2 市民同士がお互いに助け合う「地域の子育て力」が高まります。 3 子どもや子育て家庭に対する地域ぐるみの相談・支援機能が強化されます。 	
それぞれの役割	地域住民・まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり委員会と地区結婚相談員が連携し、地区主体の婚活イベントを開催します。 ・協力できる方はファミリーサポートセンターの協力会員になり、依頼会員の子育てを支援します。 ・ゆいきっずが実施する事業にボランティアとして参画するように心がけます。 ・児童虐待等を発見した場合、関係機関に通告します。
	民生児童委員主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待等を発見した場合、関係機関に通告します。 ・子どもの養育に心配のある家庭を中心に、訪問、見守り、相談対応等の援助を行います（おめでとう赤ちゃん訪問活動事業を含む）。
	事業者・ボランティア・子育て支援ネットワーク構成機関	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的にファミリーサポートセンターの協力会員になり、依頼会員の子育てを支援します。 ・ゆいきっずが実施する事業にボランティアとして積極的に参画します。 ・飯田市子育て支援ネットワーク協議会の構成機関を中心に、子どもの養育に心配のある家庭等に対し、連携、協働しつつ支援します。
	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・飯田市結婚相談所を運営します。各地区に対し支援します。 ・ファミリーサポートセンター事業の周知を強化するとともに、会員数の増加を図ります。 ・おめでとう赤ちゃん訪問活動事業の祝品作製を担います。
	市	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会と連携し、結婚の機運の醸成や婚活事業の推進を図ります。 ・ファミリーサポートセンターの利用料金について、低所得世帯への負担軽減を検討します。 ・（ゆいきっずとして）外部関係機関や庁内他部署と連携・協働し、子育て相談・支援に取り組みます。 ・ゆいきっずにボランティアの活躍の場をつくるなど、市民協働による事業展開に努めます。 ・飯田市子育て支援ネットワーク協議会の調整機関として、構成機関間の連携、協働による支援を促進します。また、児童虐待についての周知に努めます。 ・関係機関と連携した、子どもの貧困対策を行います。 ・発達が気になる子どもに対し、保育所・幼稚園から小学校へと途切れのない支援を行います。

第5章 重点事業を推進するための活動計画

重点事業No.1 『見守り支え合いの仕組みづくり』

共助の行動計画

活動方針	日常生活において支援を必要とする高齢者や障がい者等を把握し、福祉課題を地域で共通認識するとともに課題解決に向けた支援活動を展開します。
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ① 住民支え合いマップの作成、更新を進め、課題解決に向けてマップを活用した見守り支え合い活動の取り組みを広めます。 ② 住民による地域福祉活動を展開し、地域における孤立や閉じこもりを防ぎます。 ③ 住民や事業所等が連携して、地域における見守り体制を構築します。 ④ 地域福祉活動が円滑に行っていくるように、市内 20 地区に地域福祉コーディネーター（社会福祉協議会）を配置し、地域での福祉課題について地域住民とともに検討を行い、住民主体による地域福祉活動を推進します。 ⑤ 自治組織の必要性を理解してもらい、組合加入の促進をします。

《取組事例》

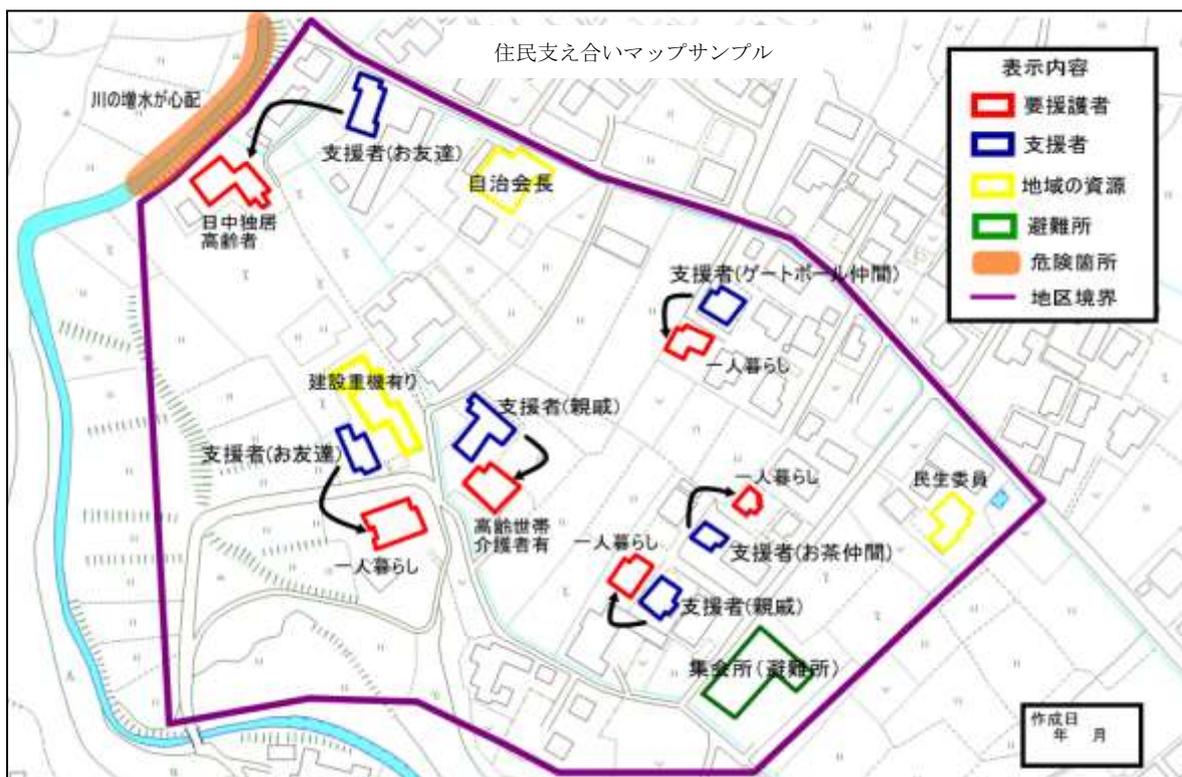
① 住民支え合いマップの取り組み

【まちづくり委員会（健康福祉委員）】

地域の中で見守り支援者を把握するための住民支え合いマップを作成します。マップ作成にあたり訪問調査を行い、調査結果を基に日常の見守り活動につなげるマップを作成します。

○住民支え合いマップ

マップを使い、件数・分布を可視化することで地域の福祉課題が把握できます。



～各地区の住民支え合いマップの取り組み～

【下久堅】～住民支え合いマップ～

区長・区会議員・健康福祉委員会・民生児童委員協議会・防火防犯委員等の役員
○活動のねらい

住民支え合いマップを活用し、地域の福祉課題を把握して、見守り活動につなげます。

○活動の内容・特徴

毎年、区長・区会議員・健康福祉委員・民生児童委員・防火防犯委員等の役員で、住民支え合いマップ見直し説明会を開き、地区ごとにマップ更新の調査を行っています。調査後はマップの完成報告会を開き、地域福祉課題について検討します。



住民支え合いマップ調査票サンプル 表

調査票(表) 住民支え合いマップ更新調査票

調査年月日(平成 年 月 日)

氏名	生年月日	(歳)
住所	電話番号	
自治会名	家族構成	
職業		
緊急時の連絡先への連絡先 氏名(姓) 電話番号	居住環境の 状態	近所の高齢者 の高齢者のみの住居 調査者 要介護者 その他()

【下記の欄にお答え下さい】

問1 災害時に避難の助けや安否確認をしてくれる人が身近にいますか？
 はい
 いいえ
 どちらか
 「はい」と答えたい方へお聞きします。 その方はどなたですか？
 []

問2 避難勧告が出た場合、避難が出来ますか？
 避難に何らかの支援が必要となる時間帯(日中・朝・夜・その他) []
 自力で避難できる

問3 自家の支え合い(支援)が必要ですか？
 はい
 いいえ
 「はい」と答えたい方へお聞きします。 どのような支援が必要ですか？
 [ごみ出し・買い物・散歩・見守り・移動・その他] []

問4 近隣の支え合いや災害時の支援に役立てるため、この調査内容を、市・社会福祉協議会、自治会長・副会長及び民生児童委員、健康福祉委員等の地区で支援をして頂ける方々に提供してほしいですか？
 提供してほしい
 提供できない

本人署名 _____
 本人が署名できない場合 _____
 記入者署名 _____

【調査(台帳)の取扱い事項】
 ①この調査(台帳)の取扱は、当事業のプライバシーを尊重し、記載内容は絶対に関係機関以外には出しません。
 ②本人の署名、または記入者の署名は必ずご記入ください。
 ③本調査に関するお問い合わせは、〇〇までお願いします。

【東野】～住民支え合いマップ～

健康福祉委員会

○活動のねらい

高齢者等の日常生活における困りごとや不安に感じていることを把握し、地域での支援活動を進めます。

○活動の内容・特徴

地区内全戸を対象に一次調査を実施しています。マップ作成後の個人情報共有に際して住民の意思を尊重するため、調査の中にマップ掲載の可否を確認する項目を設けました。また、詳しい実態を調査するため、支援を要する世帯への個別訪問を行い、支え合い活動へ活かしています。



○活動のねらい

住民同士の見守り支え合いにより、地区内での安心安全な地域生活を実現します。

○活動の内容・特徴

独居高齢者を対象に、民生児童委員の協力を得て、各常会の「高齢者・障がい者福祉部員」が月2回の見守り声かけ活動を実施しています。訪問記録簿や活動報告書を活用し、年間の反省点や改善点・申し送り事項をまとめ、活動を継続しています。

平成28年度 まごの手コール／ふれあい訪問 活動報告・反省・改善点・申し送り (龍江 区)

●実施期間：平成28年5月～平成29年2月まで
 ●記入者： 区 郵便 区 ●実施担当： 区 ●実施対象者名： 区

●活動状況

実施状況	月												計	合計	
	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
実施回数															
実施対象者	女性														
	男性														
実施内容	内容														
	訪問														
	その他														

【その他(具体的な)：買い物のお手伝い、家で声かけ、お食事、ふれあい広場等 (2次会の場合は1行で記載)】

●まとめ

反省・改善点	
申し送り事項	
感想・まとめ	

② 住民による地域福祉活動

【まちづくり委員会(健康福祉委員)・地域住民】

○地域支え合い活動事業の実施

【千代】～地域主体の社会福祉法人～

(社福)千代しゃくなげの会

○活動のねらい

少子高齢化が進む当該地区において、同社会福祉法人は地域が主体となって設立され、「地域の子どもやお年寄り」は地域で守り、育てる」を基本理念としています。

○活動の内容・特徴

過去に統合が求められた地区内の二保育園をそれぞれに運営するなかで、「保育園が地域の子育て支援の核となる」ことを大切にし、保育活動に、地域を知ることを行なった「食育」や「散歩」を取り入れています。「食育」では農業体験や、地域食材のみで給食を作る「完全地域食材の日」を設けています。

また、就園前の子どもとその親に対する活動「未就園児交流」と「つどいの広場」、小学校低学年児童を放課後に預かる「学童保育」を実施しています。

飯田市により千代地区に設置された老人デイサービスセンター「しゃくなげの郷」の運営も「社会福祉法人千代しゃくなげの会」が担っており、高齢者福祉の拠点として機能させています。千代小学校の生徒から、総合的な学習の時間の中核活動として「しゃくなげの郷」の定期訪問を受け、交流を行っています。



つどいの広場「くまさんのおうち」

○住民が主体となって行う地域福祉課題解決に向けた取り組み

地域の福祉課題解決に向けて、住民主体で地域の取り組みを検討し、地域福祉活動を展開していきます。

【南信濃】～地域福祉プロジェクト会議～
地域団体・住民有志

○活動のねらい

地域全体で高齢者の見守り体制を検討します。

○活動の内容・特徴

まちづくり委員会・民生児童委員会・健康福祉委員会・高齢者クラブ等の有志で構成しています。「地域を支えるまちづくり」をテーマに定期的に会議を開催し、地域の福祉課題の検討を行い、高齢者世帯への「声かけカレンダー」の配布や緊急連絡先を書いて自宅に掲示する「安心メモ」の普及促進など、地域の見守り支え合い活動に取り組んでいます。



○地域福祉活動への展開

孤立や閉じこもり予防に向けたふれあいサロンなどの地域福祉活動を展開します。

～ふれあいサロン～

【南信濃】～きらくサロン～
南信濃地域福祉プロジェクト

○活動のねらい

地域の男性が孤立しないように、みんなで集まれる楽しい場所をつくります。

○活動の内容・特徴

老人福祉センターを活用して、男性だけでなく様々な世代が集まれるふれあいサロンを実施しています。囲碁・将棋・健康麻雀・カラオケ等のブースを各部屋に設定し、各々が好きな活動を選んで参加できる仕組みにしています。



【丸山】～ふれあいサロンの推進～
健康福祉委員会

○活動のねらい

閉じこもり予防や介護予防、認知症予防や生活習慣病予防を目的としています。

○活動の内容・特徴

参加者が歩いて気軽に参加できるよう、地区の集会所等を利用して、地区内9ヶ所で毎月1～2回開催しています。地区内住民同士のネットワークづくりの効果も期待されています。



【竜丘】～自発的な福祉サロン運営～
みんなの家 ぬくぬく

○活動のねらい

手作りの昼食や様々な取り組みにより交流の場として毎回楽しみに集まっています。20名を超えるスタッフによる運営は地域福祉の意識向上にも繋がっています。

○活動の内容・特徴

80人余のメンバーが月1回、宅老所的な集まりを開催しています。10周年の平成24年にはムトス飯田賞を受賞しました。



【竜丘】～高齢者の居場所づくり～
長野原 ほほえみ会

○活動のねらい

月1回の集まりに加えて、事前に2度の電話による安否確認を実施することで参加を促し、孤立化を防いでいます。

○活動の内容・特徴

福祉健康委員と民生児童委員、ボランティアの会の協力で運営し、13年目を迎えます。集まりの際に、地域の商店による移動販売を実施し、買い物困難者対策としての役割も担っています。



【鼎】～ふれあいサロン～
健康福祉委員会

○活動のねらい

高齢者の積極的な外出を促せるよう、実施しています。

○活動の内容・特徴

地区内10支部それぞれで実施しています。健康体操をはじめ、室内スポーツ・絵手紙・フラダンス・外出支援としての近隣温泉施設での入浴・人力車での市街地巡りなど、各支部で創意工夫した活動内容を実施しています。



【橋南】～ふれあいサロン連絡会～
健康福祉委員会 地域福祉部

○活動のねらい

地区内で行っているサロンの活動について、運営者同士で情報共有と内容の向上に努めます。

○活動の内容・特徴

地区内の各サロン代表者が集まり、内容や参加者についての情報交換会を開催しています。また、サロンの普及・利用促進のため、文化祭において各サロンの活動紹介を行っています。



【上村】～上村運動教室（程野地区）～
健康福祉委員会

○活動のねらい

住民同士の声掛けにより立ち上げを行い、閉じこもり防止を目的として実施しています。

○活動の内容・特徴

ラジオ体操を行い、ゴムバンドを使った体操、歌など1時間くらいを目安に行っています。

上村の文化祭にも踊りで参加するなどの活動も行っています。



～世代間交流・その他地域福祉活動～

【伊賀良】～世代間交流事業～
健康福祉委員会

○活動のねらい

高齢者から子どもまで、世代間での交流を図ります。

○活動の内容・特徴

家の正月飾りや神社に飾る灯籠を、子どもたちと一緒に作っています。また、囲碁や将棋を行いながら、高齢者と子どもが交流することで、世代間での地域の中でのつながりを強めています。



【川路】～独居高齢者への弁当宅配～
まごころ会・健康福祉委員会

○活動のねらい

見守り支え合い活動として、独居高齢者とふれあいの機会を持ちます。

○活動の内容・特徴

ボランティアグループ「まごころ会」のメンバーと健康福祉委員でお弁当を作り、独居高齢者宅へ届けています。お弁当を配りながら、健康福祉委員が独居高齢者とお話をし、ふれあいの機会を持つようになっています。



【三種】～65歳以上の集い～

健康福祉委員会

○活動のねらい

地域の65歳以上の方同士の交流の機会を持ちます。

○活動の内容・特徴

参加者全員で、講演を聴いたり余興を鑑賞した後、昼食をとりながら参加者同士で交流を深めます。昼食は、食生活改善推進協議会と健康福祉委員会で調理した、手作りの料理を提供しています。



【全市】～寄り添いの生活応援サービス～

NPO 法人 生活応援ネットスキップ

○活動のねらい

毎日の暮らしをきめ細やかに応援します。

○活動の内容・特徴

日常生活で困っている家事ほかのお手伝いをします。食事作り、掃除洗濯、買い物、ごみ出し・片付け、庭の草取り・手入れお墓参りの代行、お墓の掃除も対応します。



○地域の支えあいによる在宅介護者リフレッシュ事業

認知症や重度の要介護状態にある高齢者、心身障がい児・者を在宅で介護をしている家族に対しリフレッシュできるよう交流会を開催します。

【松尾】～在宅介護者ふれあい相談会～

社会福祉委員会・民生児童委員協議会

○活動のねらい

在宅介護者の心身のリフレッシュを図ります。

○活動の内容・特徴

要介護3以上の方と重度心身障がい児・者の中で、在宅で介護を受けている方の介護者を対象に、昼食会方式で事業を実施しています。12地区ごとに集会所等を活用し、社会福祉委員会支部長や民生児童委員が一緒に参加して、介護者それぞれのお話を伺っています。



○地域独自の地域福祉活動への取り組み

【座光寺】～男性料理教室～

健康福祉委員会

○活動のねらい

地域の男性の外出を促し、交流の機会を持つようにします。

○活動の内容・特徴

毎回、開催チラシを組合回覧して参加者を募集しています。地元の管理栄養士の指導のもと、グループに分かれて季節の料理を作ります。調理後は全員で食事をしながら交流をしています。



【龍江】～「私のメモ」「わが家のあんしん板」～

健康福祉委員会

○活動のねらい

いざというときに、地域住民同士で助け合いができることを目的にします。

○活動の内容・特徴

独居高齢者・高齢者世帯・障がい者世帯を対象に、家族や主治医・担当の民生児童委員の連絡先が記載された「私のメモ」「わが家のあんしん板」を作成しています。作成したものは、それぞれの対象者宅に配置され、連絡先の情報については、毎年更新を行っています。

わが家のあんしん板	
氏名	龍江 千太郎 住所 龍江市龍江1234-56 (実居 田入田)
TEL	27-30004
緊急連絡先氏名 (携帯)	龍江 次郎 (共済)
電話番号	27-3000
携帯番号	090-1234-5678
緊急連絡先氏名 (実居)	龍江 はな子 (共済の家)
電話番号	27-3000
携帯番号	090-2345-6789
かかりつけ医	龍山会病院
電話番号	26-8111
民生児童委員	天誠 映男
電話番号	27-1234
携帯番号	090-3456-7890
飯田警察署	110
龍江駐在所	27-3007
火事・緊急	119
龍江自治振興センター	27-3004

③ 地域の中の見守り活動

【地域福祉関係者・事業者等】

日々の生活の中で、事業者と連携した見守り活動を展開します。

【上久堅】～高齢者見守り訪問事業～

食工房十三の里

○活動のねらい

高齢者等に対する見守り・安否確認を行います。

○活動の内容・特徴

地元住民のアンケートからの声をもとに、高齢者等のお宅に手作りのお弁当を配達する事業を行う「食工房 十三の里」を立ち上げました。お弁当を届ける際に、対象者に対する見守り等の安否確認を行っています。



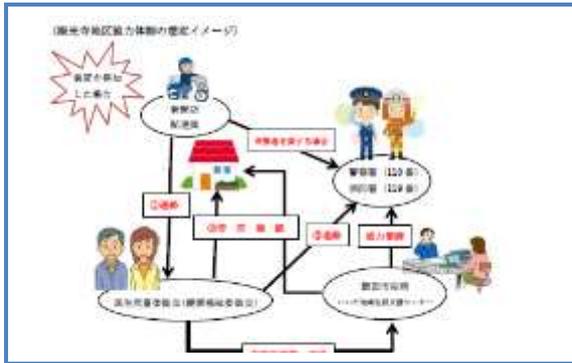
【座光寺・松尾】～新聞店との見守り協定～
民生児童委員協議会・地元業者

○活動のねらい

地元の業者と連携した見守り体制の強化を図ります。

○活動の内容・特徴

民生児童委員協議会と新聞販売店等の地元の業者で地域見守り協定を結び、日常での連携した見守りと、緊急時の連絡体制を構築しています。



【橋北】～友愛カード～

健康福祉委員会・民生児童委員協議会

○活動のねらい

民生児童委員協議会と健康福祉委員会の連携による、見守り体制の強化を図ります。

○活動の内容・特徴

地区内の要支援者に対して健康福祉委員が見守りを行い、日常の気づいたことを友愛カードに書きためておきます。必要に応じて民生児童委員に情報をつなげています。また年1回、健康福祉委員会・民生児童委員協議会で「地域福祉連絡検討会」を実施し、地区内の見守りについて確認が行われています。



④ 地域福祉活動の理解と取り組みの推進

【社会福祉協議会】

○地域福祉コーディネーター

まちづくり委員（健康福祉委員等）、民生児童委員と連携して、地域住民による地域福祉課題解決に向けた取り組みを支援します。

○地域福祉の理解促進

住民が理解を深め、豊かで安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指していけるように、全地区を対象とした地域福祉活動推進研修会や、地区ごとに行われる地域福祉学習会・研修会の開催を支援します。



地域福祉活動推進研修会

⑤ 組合加入の促進

○高齢者世帯に対する役員・役務の軽減

【橋北】～江戸町～

○活動の内容・特徴

80歳以上の場合、役務を外れるように総会に諮りました。80歳以上でも役を受ける意思があればお願いする場合があります。

【下久堅】～下虎岩～

○活動の内容・特徴

区費、自治会費免除基準に沿って、役務の軽減、免除を実施しています。

【松尾】～水城～

○活動の内容・特徴

区の役員は選挙により選出し、年齢は68歳以下に制限しています。

【山本】～山本区大明神平～

○活動の内容・特徴

組合活動困難者について、常会で検討し、免除者、休会者として認め、作業等に参加しなくてよいことにしています。

○自治会費や新規加入者に対する加入金の負担軽減

【羽場】～正永町2丁目～

○活動の内容・特徴

新規加入費について、借家住まいの場合は持ち家の場合の1/10にしています。

【上郷】～別府下～

○活動の内容・特徴

地区費等の減免措置について、地区のまちづくり委員会役員会において協議し、世帯の実情に応じた対応をしています。

【橋南】～箕瀬町1丁目～

○活動の内容・特徴

新規加入者からの負担金徴収を廃止しました。

○自治組織の事業の見直しや役員の負担軽減

【松尾】～水城～

○活動の内容・特徴

これからの時代を担う若い世代にもメリットを感じられるように、事業・行事を見直したり、打ち合わせの回数や時間を少なくしました。

【橋北】～仲ノ町～

○活動の内容・特徴

会議資料の回覧により、会議の回数を減らしています。

【鼎】～下山～

○活動の内容・特徴

事業が多いため、運動会の2回/年を1回/年に、芸能祭の毎年実施を廃止しました。

【下久堅】～下虎岩～

○活動の内容・特徴

役員は常会の集合団体に選出し、行事については複数の行事を兼ねて行い、役員の負担を軽減しています。

○アパート居住者に対する組合加入の促進

【丸山】～丸山町4丁目～

○活動の内容・特徴

アパートの大家を通じて、入居者が出入りする場合に加入等をお願いしてもらっています。

【松尾】～八幡町～

○活動の内容・特徴

新築等では建設業者に組合加入の紹介を依頼しており、必要に応じて区の役員が出向いて加入促進を図っています。

【鼎】～地区全体～

○活動の内容・特徴

地区内の10区でそれぞれ工夫を凝らしたリーフレットを作成し、新築住宅居住者も含め、組合加入促進を呼びかけています。



○組合の統廃合

【東野】～鈴加町2丁目～

○活動の内容・特徴

高齢者世帯のみとなってしまった組合の希望により別の組合と統合し、高齢者世帯には役員が回らないよう配慮しています。

【橋北】～大門町1区～

○活動の内容・特徴

高齢者世帯の増加に伴い、4組合を2組合に統合しました。

【山本】～大明神平～

○活動の内容・特徴

11班で構成していたが、戸数の減少で複数の役を一人でやらなければならなくなり、班を統合し8班としました。

【鼎】～下山～

○活動の内容・特徴

班の戸数格差が3.5倍もあるため、区では班の再編成の検討を開始しました。

○その他の取組

【橋北】～桜町2丁目～

○活動の内容・特徴

居住がない店舗の場合でも組合加入をお願いしています。

【松尾】～代田～

○活動の内容・特徴

新築住宅の場合、業者の確認申請の折に、組合加入促進のパンフレットを渡し、組合加入をお願いしています。

【橋南】～本町1丁目～

○活動の内容・特徴

テナントでも1組合を構成したり、女性で組織する女子会や、青壮年会を通じて組合加入を促進しています。

【丸山】～今宮町4丁目～

○活動の内容・特徴

小学生がいる家庭では、PTA組織に入ると同時に自治会に入るという手法をとっています。

【橋北】～二本松～

○活動の内容・特徴

参加しやすい神社の祭りに参加を呼びかけ、自治会行事への参加に繋げています。

【松尾】～明～

○活動の内容・特徴

新規造成地への転入世帯については、造成区画が埋まった段階で新組合を作る予定です。

重点事業No.2『地域における交通手段の確保(福祉有償運送の拡大と公共交通の充実)』
共助の行動計画

活動方針	移動が困難な状態の方が、地域や公共における移動手段を充実させることで、日常生活の中での利便性の向上と合わせて、地域での継続した生活につながります。
活動計画	① 自治組織や NPO 法人で取り組む福祉有償運送事業を充実させます。 ② 福祉有償運送事業を担う運転者を養成します。 ③ 福祉有償運送事業者の運営を支援します。 ④ 地域内での公共交通を含めた移動手段確保に向けて検討を行い、移動しやすい地域の環境整備を進めます。

《取組事例》

① 福祉有償運送事業の実施

【全市】～福祉有償運送事業～

社会福祉法人、NPO 法人

○活動のねらい

単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な身体障がい者、要介護認定者等の福祉移送サービスを提供します。

○活動の内容・特徴

福祉有償運送による、お出かけサービスです。通院、買い物、お花見など様々な外出が可能になります。車いすのままでも、乗車が可能です。

また、座席シートが外に回転し、乗りやすい優しい車両もあります。



【実施事業者】

- 社会福祉法人 ぽけっと
- NPO 法人 みんなの手
- 社会福祉法人 八反田
- 社会福祉法人 飯田市社会福祉協議会
- NPO 法人 福祉ネットワーク花の木
- NPO 法人 ライフケアいいだ
- NPO 法人 生活応援ネットスキップ

【千代】～福祉有償運送事業の立ち上げ～

健康福祉委員会

○活動のねらい

上久堅地区の福祉有償運送事業の取り組みを参考に、千代地区での福祉有償運送を開始しました。

○活動の内容・特徴

まちづくり委員会、社会福祉協議会と打合せ会を開催し、地区内の運転手確保や利用料金の設定を行いました。事業立ち上げに約 1 年間取り組み、平成 27 年 4 月 1 日から事業を開始しました。

② 福祉有償運送事業を担う運転者の養成

【全市】～福祉有償運送運転者講習会～
NPO 法人、社会福祉協議会

○活動のねらい

福祉有償運送事業を継続的に実施するため、運転者を養成します。

○活動の内容・特徴

事業を実施している事業者を中心に、福祉に関心がある人に講習会の受講を勧めています。開催日を決めて、広く募集します。



③ 福祉有償運送事業者の運営支援

【全市】～実施事業者への運営支援～

市

○活動のねらい

実施事業者の連絡会を開催し、運営状況の把握、課題の共有を図ります。

○活動の内容・特徴

連絡会において、利用者の状況、事業者の運営状況を聞き、継続的に運営できるよう支援します。

④ 移動しやすい地域環境の整備に向けた取り組み

【全市】～公共交通の利用促進～

地域住民、まちづくり委員会、民生児童委員

○活動のねらい

公共交通の情報を周知し、高齢者の外出支援に取り組めます。

○活動の内容・特徴

市民バス、乗合タクシーの時刻表配布、免許返納者支援制度の周知により、高齢者の利便性を図ります。



【乗合タクシー時刻表】



【乗合タクシー】

【三穂・山本】～公共交通の利用助成制度～

まちづくり委員会

○活動のねらい

市民バス、乗合タクシーの公共交通機関の利用促進を図るため、まちづくり委員会から利用助成制度を設けています。

○活動の内容・特徴

・三穂地区

市民バス三穂線及び乗合タクシー三穂線、川路線の1回の利用ごとに大人100円、子供50円を助成しています。

・山本地区

乗合タクシー三穂線の1回の利用ごとに、大人100円、子供50円を助成しています。

【下久堅・上久堅】～停留所の看板設置～

まちづくり委員会

○活動のねらい

乗合タクシーの利用促進のため、停留所に看板を設置しています。

○活動の内容・特徴

停留所名と乗降時間を表示しています。



【松尾】～移送サービス事業～

まちづくり委員会

○活動のねらい

独居高齢者または高齢者世帯で車が無く、移動手段が確保できない方に、地区としてタクシー代を助成します。

○活動の内容・特徴

利用証を交付した対象者に、タクシー代を月に片道4回を上限として、1回200円を助成します。

重点事業No.3 『生活困窮者への気づきと支援』

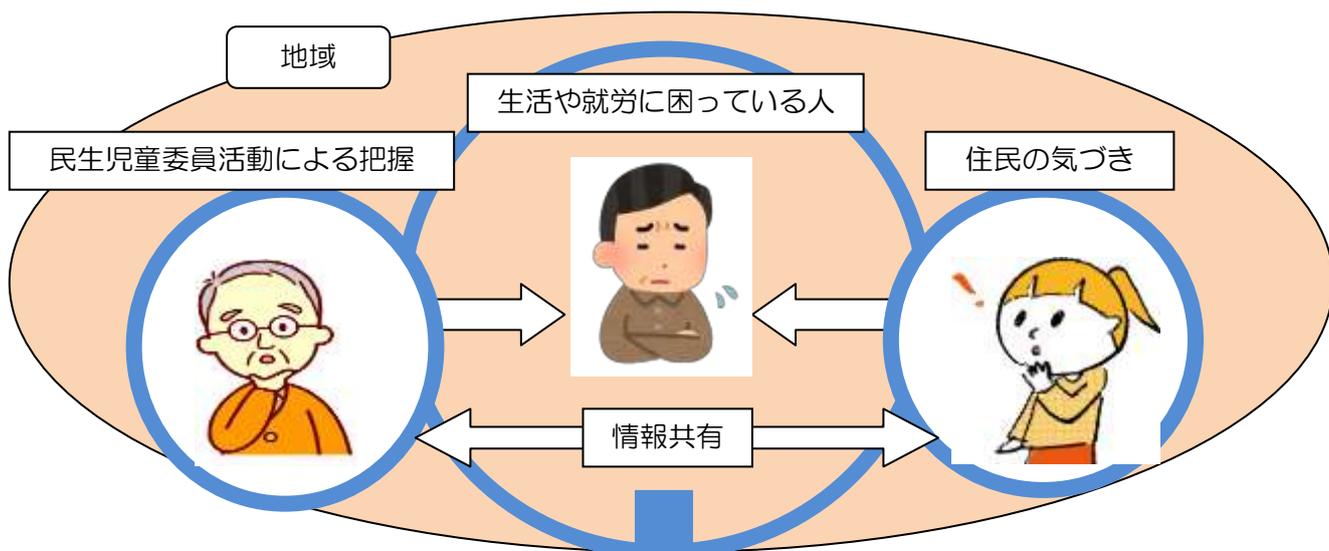
共助の行動計画

活動方針	生活困窮者の生活や就労に関する多様な課題がより複雑化、深刻化する前に、状況に応じた包括的かつ継続的な支援を行うとともに、自立支援の体制を構築し、早期に困窮状態から地域住民や企業、団体と協力して、社会孤立させないように、地域から排除しない、地域の一員として自立した生活を送れるように、地域で支え合う仕組みと体制づくりに努めます
活動計画	①住民同士による「気づく」「つなげる」「支える」をキーワードに、生活困窮者の早期に気づき、まいさぼ飯田へつなげます。 ②地域住民の見守り支え合いの中で、生活困窮者の自立した生活に向けた取り組みを支援していきます。 ③多様な事業者、NPO 法人等がまいさぼ飯田と連携し生活困窮者の生活の自立に向けた支援を行います。

《取組事例》

① 地域に暮らす生活困窮者の気づき

住民同士が、生活や就労などに困っている人を早期に「気づく」ことができるように、日々の見守りや声掛けを地域の暮らしの中で行っていきます。



飯田市生活就労支援センター
まいさぼ飯田

まいさぼ飯田では、地域の様々な事業者と連携し生活困窮者の生活や就労の自立に向けた総合的な相談支援を行います。

- 就労支援(一般就労・中間的就労)
- 住居確保
- 家計相談支援
- 新たな資源の開拓
- 就労準備支援
- 子どもの学習支援



② 生活困窮者の生活の自立に向けた地域の中での支え合い

地域の中で生活困窮者を「見守り」、自立に向けた取り組みを発展させます。

○お互いに支え合える地域をつくるために、地域の中に居場所や役割を確保します。

○民生児童委員による継続した見守り訪問活動や地域住民と連携した見守りを行いまいさぼ飯田と連携した相談支援を行います。

○住民の協力による生活・就労の為の自立準備支援の場の発掘や情報共有を行います。

【全市】

～地域の中で孤立・孤独にさせないために～

地域住民・まいさぼ相談支援員

○活動のねらい

地域の中で居場所や役割を確保し、地域行事への参加を促すことで、相互に支え合う地域づくりを進めます。

○活動の内容・特徴

地域行事への参加を促し地域の一員として受け入れ、孤立・孤独から脱出し生活再建を支援します。

③ 地域の中にある社会資源(企業、NPO、ボランティア等)の連携による相互に支え合う取り組み

支援を通じた地域づくりに必要な相互連携のネットワークへの参加を促進します。

○衣食住の提供で困窮早期脱出支援の仕組みづくりに協力します。

○地域の中で就労訓練、体験ができる場所の情報を提供します。

【全市】

～衣食住の提供で困窮脱出支援の仕組み作り～

NPO ほほえみのゆめプロジェクト

○活動のねらい

この地域で暮らしたい、ここで働きたいを応援するために物資支援・講座開催・相談等の活動で様々な形の支援をしています。

○活動の内容・特徴

地域住民、企業、団体からの食糧物資や日常生活用品の預託を受け、生活就労支援センターとの連携の下、必要な物資を必要な方に提供します。



【全市】

～生活再生による不登校からの脱出～

学校、民生児童委員、まいさぼ家計相談員

○活動のねらい

子どもを含む世帯からの相談では、貧困が家庭環境を破壊し、不登校につながっているケースがあります。家庭環境を整え、学校に通えるように支援します。

○活動の内容・特徴

食料乏しく、電気水道などのライフライン停止寸前の世帯に、家計相談員が関わり家計の立て直しを支援することにより、生活を安定させ不登校からの脱出につなげていきます。

【全市】 ～就職準備のための訓練・体験の場の提供～

地域の農林商工業企業、事業所、個人

○活動のねらい

すぐに就労することが困難な方に就労訓練等を行い、最終的に一般就労につなげるよう支援します。

地域企業・住民の生活困窮者への理解促進と合わせ、地域の中で様々な就労準備の場を確保することで階段式に就労準備作業が受けられること目的としています。

○活動の内容・特徴

【OneJob】地域の農家の協力を得て、米の脱穀作業を、農家のお宅にて指導を受けながら作業を実施。地域住民とふれあいの中で就労訓練を行います。

地域のボランティアと協力して、切手・ベルマーク・本・新聞紙等の収集、仕分け等の作業から始まる社会参加を促進します。

【kワーク】地元企業の協力により、職場体験の場を提供してもらい、短期的就労訓練から一般就労を目指します。



重点事業No.4 『障がい児・者の共生の環境づくり』

共助の行動計画

活動方針	地域での障がい児・者への理解を促進し、障がい児・者が地域社会の中で自立し、安心した日常生活を送ることができる地域づくりを行います。
活動計画	①障がい児・者への理解を促進し共生の環境づくりを行います。 ②地域での支え合いにより、安心な障がい児・者の在宅生活の継続につなげます。 ③障がい児・者が地域社会の中で自立した生活に向けた支援を行います。 ④障がい児・者が社会参加できる環境を整備します。

《取組事例》

① 障がい児・者への理解促進と共生の環境づくり

【全市】～障がい者週間事業～

NPO 法人 障がい者総合支援センター
○活動のねらい

障がい児・者もそうでない人も、共に暮らす共生社会を実現することを目的に、啓発週間を実施します。

○活動の内容・特徴

福祉映画の上映、講演会の開催等により、障がい児・者の理解を促進します。



【全市】～学童期における

障がい児者の理解促進～
社会福祉協議会

○活動のねらい

学童期から福祉の体験を行うことにより、障がい児・者への理解を促進します。

○活動の内容・特徴

障がいに対する理解を深める出前福祉講座や、障がい者団体への活動体験や障がい者支援講座への参加などを促す福祉教育推進事業により、学童期から障がい児・者の理解を促進します。



【上郷】～バリアフリーマップの作成～

健康福祉委員会

○活動のねらい

地域内の障がい児・者が地域で生活しやすいようにバリアフリーマップを作成します。

○活動の内容・特徴

身体障がい者福祉協会上郷支部からの要望を含め、地区を中心としたバリアフリーマップを作成しています。

【伊賀良】～福祉体験交流会～

ボランティアグループ

○活動のねらい

地域の中学生、障がいを持った当事者及び地域の支援者が一堂に会し、意見交換を通じて障がい者に対する理解を深めます。

○活動の内容・特徴

地区内中学生、身体障がい者福祉協会会員、健康福祉委員、ボランティアグループ会員が車いす体験・アイマスク体験、意見交換の交流を行います。

② 地域での安心した障がい児・者の在宅生活の継続

【全市】～地域の中で支え合い

在宅介護者ふれあい相談事業～

地域住民・まちづくり委員会・民生児童委員

○活動のねらい

地域の中で、障がい児・者への虐待や生活課題に気づき、関係機関へつなぎます。

○活動の内容・特徴

在宅において重度障がい児・者等を介護されている介護者を対象に、日頃の体験を通じた悩みを相互に交換し、交流を深め、心身のリフレッシュをしていただくことを目的とした交流事業を行います。



③ 障がい児・者の自立した生活に向けた生活への支援

【全市】～精神障がい者の自発的支援～

事業者・南信地域活動支援センター

○活動のねらい

精神障がい者の自立した地域生活を推進し、その家族が安心して生活できるように支援します。

○活動の内容・特徴

生活技能訓練講座や講演会等を開催します。

【全市】～成年後見制度利用
における相談支援～
成年後見支援センター

○活動のねらい

障がい者の方が、住み慣れた地域でその人らしい安心して生活が継続できるように、成年後見制度に関する相談支援や普及啓発を行います。また、その方の生活や権利を擁護するため成年後見人等が支援します。

○活動の内容・特徴

障がいにより判断能力が十分でない状態の方について、家庭裁判所に申し立てを行い、本人を援助する人（成年後見人等）を選任し、その人に法的な権限を与え、本人の代わりに法律行為を行うことができる制度です。この制度を利用して、地域でその人らしい安心して生活が継続できるように、相談支援及び成年後見制度の周知を行います。

【全市】～日常生活自立支援事業～
社会福祉協議会

○活動のねらい

障がい者の方が、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、日常生活の自立にむけて、福祉サービスの利用や金銭管理などの援助を行います。

○活動の内容・特徴

日常生活での福祉サービスや金銭管理などがうまくできない認知症の方に対し、本人との契約により、支援を実施します。福祉サービスを安心して利用できるように助言し、手続きの代行、また預金通帳や権利証書等の預かり、預貯金の出し入れや福祉サービス等の利用料の支払いを行います。住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう支援を行います。

④ 障がい児・者が社会参加できる環境の整備

【全市】～福祉販売～
事業所

○活動のねらい

障がい者が就労施設等で生産した物品等を、直接市民と接して販売することにより社会参加の機会の拡大を図ります。

○活動の内容・特徴

市役所等で福祉販売を行います。



【全市】～障がい者支援活動の促進～
社会福祉協議会

○活動のねらい

地域で活動する当事者団体や当事者を支援し、利用者へ提供します。

○活動の内容・特徴

視聴覚障がい者情報提供事業として、「広報いいだ」を音訳及び点訳します。



【全市】～障がい者への
ボランティアの推進～
社会福祉協議会

○活動のねらい
ボランティアによる障がい者支援を促進
します。

○活動の内容・特徴
奉仕員等養成事業として点訳・要約筆
記・朗読・傾聴・手話講座を開催しボラン
ティアの育成を行います。



【全市】～障がい者の社会参加の促進～
社会福祉協議会

○活動のねらい
障がい者の社会参加の機会を提供しま
す。

○活動の内容・特徴
日頃の趣味や創作活動による障がい者の
作品を募集し、障がい者文化芸術作品展の
開催や、在宅での自立した生活に向けた障
がい者の料理教室を開催します。



【座光寺】～障がい者支援活動の促進～
地域自治会

○活動のねらい
地域として、障がい者施設の活動に協力
します。

○活動の内容・特徴
地区内の障がい者施設が廃食油から燃料
への作り替えを行っており、地域の取り組
みとして、家庭から廃食油を回収し、障が
い者施設へ提供しています。

【松尾】～障がい者団体への助成～
まちづくり委員会健康福祉部

○活動のねらい
障がい者団体へ補助金を交付し、会員相
互の交流活動を支援します。

○活動の内容・特徴
身体障がい者福祉協会松尾支部及び手をつなぐ親の会松尾支部へ活動事業補助金を
交付し、日帰り研修旅行や研修会の実施を
支援しています。

重点事業No.5 『認知症の理解と支援』

共助の行動計画

活動方針	地域における認知症の理解と予防の推進をする中で、住民同士の見守り支え合いにより、認知症になっても安心して暮らすことができる地域づくりを進めます。
活動計画	<p>①地域における認知症の理解の促進と、予防活動を進めます。</p> <p>②住民同士の見守りをはじめ、様々な社会資源により認知症の方への支援を展開します。</p> <p>③認知症になっても安心した生活が継続して行える相談支援を充実します。</p> <p>④地域の認知症の方や家族への見守り支え合いの体制や活動が、円滑に実施できるための支援を行います。</p>

《取組事例》

① 認知症の理解促進と予防活動の推進

【全市】～認知症の理解促進～

地域包括支援センター

○活動のねらい

認知症の正しい理解（病気や対応について・予防）を広がります。

○活動の内容・特徴

認知症ケアパス等を活用した正しい知識の啓発や支援の紹介、「物忘れ相談票」や「チェックリスト」を活用した早期発見及び自己啓発の推進、研修会・講演会の開催、認知症予防に向けた情報発信を行います。



② 地域の中での認知症支援

【全市】～見守り訪問活動～

地域住民・民生児童委員

○活動のねらい

訪問活動により安否確認、見守りを行い、生活課題について相談、助言します。

○活動の内容・特徴

訪問活動を通じて、支援が必要な場合は関係機関へ情報提供し、支援に繋がります。

③ 安心した生活が継続して行える相談支援の充実

【全市】～認知症カフェ～

認知症の人と家族の会、市

○活動のねらい

認知症の方や介護者が気軽に立ち寄り、交流できる場を提供します。

○活動の内容・特徴

さんとびあ飯田を会場として、毎月2回定期開催しています。



【全市】～介護者への相談援助～

認知症の人と家族の会、市

○活動のねらい

認知症の方の介護者の相談、交流を行うことにより、介護の負担の軽減を図ります。

○活動の内容・特徴

年3回市内公民館を会場として、認知症の介護者が集い、情報交換・相談・研修等を実施し、交流を行います。



【全市】～成年後見制度～

成年後見支援センター

○活動のねらい

認知症の方が、住み慣れた地域でその人らしい安心した生活が継続できるように、成年後見制度に関する相談支援や普及啓発を行います。また、その方の生活や権利を擁護するため成年後見人等が支援します。

○活動の内容・特徴

認知症により判断能力が十分でない状態となった方について、家庭裁判所に申し立てを行い、本人を援助する人（成年後見人等）を選任し、その人に法的な権限を与え、本人の代わりに法律行為を行うことができる制度です。この制度を利用して、地域でその人らしい安心した生活が継続できるように、相談支援及び成年後見制度の周知を行います。

【全市】～日常生活自立支援事業～

社会福祉協議会

○活動のねらい

認知症の方が住み慣れた地域で安心した生活が継続できるよう、日常生活の自立に向けて、福祉サービスの利用や金銭管理などの援助を行います。

○活動の内容・特徴

日常生活での福祉サービスや金銭管理などがうまくできない認知症の方に対し、本人との契約により、支援を実施します。福祉サービスを安心して利用できるように助言し、手続きの代行、また預金通帳や権利証書等の預かり、預貯金の出し入れや福祉サービス等の利用料の支払いを行います。住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう支援を行います。

④ 地域の見守り支え合いの体制や活動に対する支援

【全市】～ネットワークづくりの推進～
地域包括支援センター

○活動のねらい

認知症の方の徘徊や周辺活動に対して、関係機関と連携した見守り支援のネットワークづくりを推進します。

○活動の内容・特徴

個々のケースや地域の状況に応じて「個別地域ケア会議」等を開催し、支援体制の構築につなげます。



【全市】～地域福祉活動の推進～
社会福祉協議会

○活動のねらい

まちづくり委員会、民生児童委員会が連携し、住民による見守り支え合い活動の取り組みを推進します。

○活動の内容・特徴

地域福祉コーディネーターが地域課題の把握と課題解決に向けた活動をコーディネートします。

【全市】～認知症サポーターの養成～

キャラバンメイト、市

○活動のねらい

認知症の正しい理解と適切な対応について、地域の方々に理解を深める活動を行います。

○活動の内容・特徴

地域住民や商店・金融機関等の業者の方々に對して、キャラバンメイトが「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らせるまちづくりや支援につなげます。

※キャラバンメイトとは、認知症サポーターの講師役です。
キャラバンメイトになるには、所定の研修を受講し、登録が必要です。



【全市】～RUN 伴 in 飯田 2016～

認知症疾患医療センター・介護保険事業者連絡協議会・市

○活動のねらい

「認知症の人が地域に出ていくはじめての一步」「地域の人が認知症の人と出会うはじめての一步」「地域づくりのアクションを起こすはじめての一步」をコンセプトに認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指します。

○活動の内容・特徴

認知症の方、地域の方みんなで走り、タスキをつないでいきます。地域へ認知症についての理解を広げます。



重点事業No.6 『地域福祉に係る人材育成』
共助の行動計画

活動方針	学童期からの福祉教育の推進や地域における福祉活動への理解を促進し、ボランティアをはじめ、地域福祉の担い手確保につなげていきます。
活動計画	①地域の中でボランティア活動や、福祉活動を活発に展開し福祉人材を育成していきます。 ②地域住民への福祉意識の向上に取り組みます。 ③学童期からの福祉体験によりの福祉意識の醸成・啓発を図ります。 ④ボランティア活動、ファミリーサポートセンター（生活支援）を推進します。 ⑤福祉活動に取り組みやすい環境を整備します。

《取組事例》

①地域における福祉人材の育成

【地域住民・まちづくり委員会】

○地域福祉活動学習会、講座等への参加

市内で行われる福祉学習会、講座などへ参加し福祉の理解を深めます。

○ボランティア活動、生活における相互支援の実施

地域の福祉意識を高め、ボランティア活動や生活における相互支援を推進していきます。

○世代間交流事業の実施

地域福祉を推進するため、子どもと高齢者がふれあう世代間交流事業を通じて、福祉教育に取り組みます。

②地域における福祉意識の向上の取り組み

○ボランティア講習会や研修会などの情報発信

【民生児童委員】

福祉活動に関わる情報の発信を行うとともに、地域住民と連携した活動の取り組みを行います。

③学童期の福祉意識の醸成・啓発

○福祉教育活動の推進

【小中学校・高校・社会福祉協議会】

子どもたちが体験を通じて社会福祉の理解と関心を高め、地域に根ざした福祉教育を推進するため、出前福祉講座やサマーチャレンジボランティア事業を実施します。

【小中学校・高校】

～出前福祉講座「高齢者疑似体験」～

社会福祉協議会

○活動のねらい

児童・生徒が社会福祉に関わるテーマについて、体験を通じて社会福祉の理解が高まるよう地域に根差した福祉教育を推進します。

○活動の内容・特徴

授業の一環として高齢者疑似体験を実施。実際の高齢者の身体状況を理解し、思いやりや助け合いの心を学びます。



【保育所・幼稚園】

～幼児期の福祉教育～

社会福祉協議会

○活動のねらい

生涯にわたって一貫した福祉教育の場をつくることを目的に、幼年期から体験することにより福祉の心を養います。

○活動の内容・特徴

保育所、幼稚園が実施する地域の高齢者との世代間交流事業に対して、助成します。

④ボランティア活動、ファミリーサポートセンター（生活支援）の推進

○ボランティアセンターによる活動支援

【全市】～ボランティア活動団体支援～

ボランティアセンター

○活動のねらい

地域で活躍するボランティア活動の推進に向けた支援を行います。

○活動の内容・特徴

ボランティアコーディネーターが活動における相談支援を行います。また活動助成や資機材の貸し出し等の支援も行っています。



【全市】～まめボラ活動～

ボランティアセンター

○活動のねらい

東日本大震災被災地復興支援として継続したボランティア活動を立ち上げました。

○活動の内容・特徴

自治振興センター、公民館、学校にベルマーク回収箱を設置し、集まったベルマークを仕分けし、東日本大震災被災地の学校に送る活動を行っています。



【全市】～ボランティアはじめて講座～

ボランティアセンター

○活動のねらい

ボランティアに関心を持ってもらい、様々な活動に取り組んでもらえる人材の確保につなげます。

○活動の内容・特徴

ボランティアセンターで行う傾聴、手話、点訳、要約筆記、朗読などの各入門講座や、地域で活躍するボランティア団体の活動紹介を行い、講座の中で実際に体験してもらい関心を高めてもらうとともに、ボランティア活動参加につなげられるように講座を開催しています。



○ファミリーサポートセンター（生活支援）の運営

【NPO 法人・社会福祉協議会】

家庭の生活支援が必要な住民と支援を行いたい住民を組織化し、地域における相互支援活動を推進します。また相互支援に必要な知識を習得できるように講習会を開催します。



⑤福祉活動や事業に取り組みやすい環境の整備

【事業者・NPO 法人】

○学生の福祉体験の受け入れ

福祉体験の受け入れを行い、福祉意識向上に向けた体験指導等を行います。

【全市】～学生福祉体験の受け入れ～

デイサービスセンター

○活動のねらい

福祉への関心を高め、将来の福祉人材の確保につながるように、学生の受け入れを行います。

○活動の内容・特徴

デイサービスセンターの一日の仕事を体験してもらいます。介護やデイサービス業務を体験するとともに、利用者との交流を通じて、福祉の理解と関心を高めてもらえるよう受け入れ支援します。



○住民に対する研修会・講習会の実施

地域における福祉人材の確保に向けて、福祉に関する研修会を開催します。

重点事業No.7 『地域と共に取り組む健康づくり』

共助の行動計画

活動方針	<p>市民一人ひとりが、栄養・食生活、身体活動・運動、こころの健康、生活習慣病の予防、健診および検診の受診などといった健康づくりを推進することで、健康寿命の延伸を目指します。</p> <p>関係機関による新たな連携体制を構築することで、地域全体の支え合いを推進します。</p> <p>健康分野以外の他分野との協働により、健康への関心が低い市民へもアプローチを行うことで、多くの市民が健康づくりに取り組むことを目指します。</p>
活動計画	<p>①家庭訪問を通じて健康相談の実施や健診（検診）の受診勧奨を行うことで、生涯現役を目指した健康づくりを支援します。</p> <p>②がん検診受診率向上のための普及啓発や受診促進、精密検査の受診率向上に取り組めます。特定健康診査の受診率及び特定保健指導の実施率の向上、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）該当者、予備群の減少に取り組めます。</p> <p>③共食を柱とした食育を充実するとともに、望ましい食生活の実践を啓発します。</p> <p>④今より1日10分体を動かす「プラステン」を普及し、運動をしている市民の増加を目指します。</p>

《取組事例》

① 地域、企業等へのアプローチを柱とした総合的支援

【全市】～健康づくり家庭訪問～

市保健課

○活動のねらい

幅広い相談と情報提供を行うことで、健康増進と疾病予防につなげます。

○活動の内容・特徴

専門職が家庭を訪問して、健康や生活の状況を聞き取りながら、個人とその家族の状態に合わせたアドバイスを行ないます。



【企業等】～働き盛りの健康講座～

市保健課

○活動のねらい

働き盛り世代が健康の意識を深めることで、生活習慣病の予防につなげます。

○活動の内容・特徴

企業に出向き、朝食の必要性やバランス食、適度な運動について学ぶ健康教室を開催します。



【全市】～出前健康講座～

市立病院

○活動のねらい

住民の健康についての知識向上と健康増進をめざします。

○活動の内容・特徴

ふれあいサロン、生き生き教室など地域内の団体やグループを対象に、医師や看護師等が医療に関連した講座を開催します。

(開催例：誤嚥予防、低栄養予防、失禁ケア)

【全市】～健康相談～

市保健課

○活動のねらい

心身の相談について気軽に相談できる機会を設けることにより、市民の健康を守ります。

○活動の内容・特徴

保健師等による随時の相談、こころの相談の開設のほか、専門相談窓口を周知広報します。

【東野】～地区研修会～

健康福祉委員会

○活動のねらい

地区住民に対し、健康や福祉に関する研修会を行います。

○活動の内容・特徴

地区内を4ブロックに分けて、各ブロックで研修内容・日程等を調整し、様々なテーマでの開催に努めています。

② 家族ぐるみで取り組む「がん」対策、生活習慣病予防

【伊賀良・上村】～がん検診の受診率向上～

まちづくり委員会（健康福祉委員）

○活動のねらい

がん検診の受診者数の増加と受診率向上により、がんの早期発見、早期治療につながります。

○活動の内容・特徴

がん検診（胃、大腸、乳房、子宮、肺）の申込書の配布と回収を、まちづくり委員会が取り組み、検診受診を促します。がん検診申込書提出の呼びかけは、20地区のまちづくり委員会健康福祉委員会で行っています。



【橋北】～特定健診受診率の向上～

健康福祉委員会、市保健課

○活動のねらい

特定健診受診率の向上により、疾患の早期発見、早期治療により、生活習慣病の予防につなげます。

○活動の内容・特徴

地区内に、特定健診の受診を勧めるのぼり旗を立てるなどの活動を、健康福祉委員会が行っています。

③ ^{きょうしょく}共食への取組など、多世代を対象とした食育の推進

【上久堅】～共食を柱とした食育の普及啓発～

食生活改善推進協議会、市保健課

○活動のねらい

食生活改善推進員と連携し、料理教室等を通じて料理体験・共食の啓発をします。

○活動の内容・特徴

親子料理教室などの機会に、家族など誰かと共に食べる、「共食」の啓発を行っています。市内には食生活改善推進協議会の支部が15あり、それぞれに同様の活動に取り組んでいます。

【全市】～高齢者への食育の推進～

まちづくり委員会（健康福祉）、事業者

○活動のねらい

高齢者の低栄養を防止します。

○活動の内容・特徴

ふれあいサロンで、料理や食事をする機会をつくれます。また、独居や高齢世帯への配食サービスを行います。

【松尾】～高齢者の料理教室

（きんかんクラブ）～

社会福祉委員会

○活動のねらい

60歳以上の高齢者を対象に料理教室を開催しています。

○活動の内容・特徴

栄養士に依頼し、月1回の教室を開催しています。一般的な食材を使い、珍しい調理法を教えてもらっています。

【下久堅】～男性の料理教室～

食生活改善推進協議会

○活動のねらい

穀物や野菜などの域産域消への関心を高め、健康づくりの啓発と仲間づくりを行います。

○活動の内容・特徴

食生活改善推進員、保健師、栄養士、公民館が連携し、料理を通じて男性の健康づくりを進めています。



④ プラステン（+10分）の普及啓発と、運動などによる健康づくりの推進

【全市】～プラステン（+10分）の普及啓発～

市保健課

○活動のねらい

生活習慣病やロコモティブシンドロームを予防するために、身体活動量の増加を目指します。

○活動の内容・特徴

今より1日10分多く身体を動かす「プラステン」を啓発するとともに、実践するための取り組みを行います。

【全市】～運動をしている市民の増加～

市生涯学習・スポーツ課、保健課

○活動のねらい

日常的にスポーツに親しむ市民を増やすことで、スポーツ実施率の向上をめざします。

○活動の内容・特徴

ウォーキング、体操、筋力運動、自転車など、身近な運動について、参加、継続しやすい環境を構築します。

【全市】～介護予防教室の開催～

健康福祉委員会、市長寿支援課

○活動のねらい

高齢者の介護予防につなげます。

○活動の内容・特徴

介護予防教室を開催し、高齢者の運動機能の向上を図ります。

【三穂】～いきいき教室～

市保健課

○活動のねらい

高齢者の老化や閉じこもりによる心身の機能低下を予防します。

○活動の内容・特徴

18地区の約100会場で、高齢者を対象に軽い運動やレクリエーション等を実施する教室を開催します。健康福祉委員が、会場の設営や運営の支援を行っています。

【全市】～「おマメで体操」の普及～

地域包括支援センター

○活動のねらい

介護予防体操を普及することで、高齢者の健康づくりにつなげます。

○活動の内容・特徴

飯田の自然や文化の特徴を、歌詞と動きに取り入れた「おマメで体操」を、地域の集まり等を通じて普及します。



重点事業No.8 『結婚から子育て・子育て支援』
共助の行動計画

活動方針	結婚を希望する方の結婚活動を促進し結婚する人の増加を図るとともに、結婚後、地域の支え合いの中で、安心した子育てができる環境整備を行い、地域での孤立化や少子化課題を解決し人口減少の進行防止につなげます。
活動計画	<p>◇共に支え合う未来のパートナーづくり</p> <p>①結婚しやすい地域の相談体制を整えます。</p> <p>②結婚支援アドバイザーと結婚相談員を配置した相談窓口の開設や、全市的に行う婚活イベント等広い出会いの場を提供していきます。</p> <p>◇みんなで支える子育て・子育て支援</p> <p>①安心して子育てができるように、地域の子育て力を高めます。</p> <p>②ファミリーサポートセンター（子育て支援）の活動を促進します。</p> <p>③飯田市子育て支援ネットワーク協議会（児童虐待防止ネットワーク）や飯田市子ども家庭応援センターの活動を推進し、各機関間や市民との連携を促進して、子どもの養育に心配のある家庭等をみんなで支えます。</p>

《取組事例》

◇共に支え合う未来のパートナーづくり

①結婚しやすい地域の相談体制

○地区における結婚相談

【結婚相談員】

地域の結婚希望者に対し、結婚相談所の登録や出会いの場づくりにより、結婚に向けた相談支援を行い、登録者のお見合いの実施や地区主体の婚活イベントを開催します。

【松尾】

～婚活イベント「カレーパーティー」～
松尾地区結婚相談員・消防団

○活動のねらい

調理を協力しながら行うことで、お互いの距離感が近くなり会話しやすい雰囲気の中で相手探しを行うことができます

○活動の内容・特徴

ローテーショントークを行った後、5種類のカレーを男女で会話を楽しみながら作り、食事をとりながら自分に合った相手を見つけてもらいます。

【上郷】

～上郷地区ときめき出会いパーティー
「マレットゴルフ&バーベキュー」～
上郷地区結婚相談員・消防団

○活動のねらい

野底山森林公園の爽やかな環境の中で、マレットゴルフやバーベキューを楽しむなかで出会いにつなげます。リニア時代を見据え、上郷地区の財産である野底山の魅力を知ってもらおう機会ともなりました。

○活動の内容・特徴

プロフィール交換後、マレットゴルフとバーベキューを行い、楽しい雰囲気の中で交流を深めカップル成立とつなげていきます。

○結婚相談員との連携

【地域住民・まちづくり委員会】

まちづくり委員会と地区結婚相談員が連携し、地区主体の婚活イベントの開催や、近隣の結婚希望者を地区結婚相談員や飯田市結婚相談所へ繋ぎます。

【県】

～婚活イベント「素敵な出会いかなえyo!」～

県婚活応援実行委員会

○活動のねらい

地区内の結婚希望者に出会いの機会を創出するため、実行委員会を立ち上げ、婚活イベントを開催します。

○活動の内容・特徴

地区内の結婚相談員、消防団、青年団などの団体を中心とした実行委員会を組織し、数回に渡り、イベント実施に向けた打合せ会議を開催します。参加者への呼びかけを団体と連携することにより、参加者を広く集めることができます。

②飯田市結婚相談所における相談支援

【社会福祉協議会（飯田市結婚相談所）】

○結婚支援アドバイザーの配置

結婚相談アドバイザーを配置し、各地区の結婚相談員と連携した相談窓口を開設します。

○婚活イベントの開催やお見合い等の実施

全市的に行う婚活イベントや登録者のお見合いを実施、結婚活動に向けたセミナーや、出会いパーティーを開催。また各地区における結婚相談員と連携したお見合いを実施します。

【全市】～ときめき出会いパーティー～

飯田市結婚相談所

○活動のねらい

出会いの場を創出するパーティーと研修講座を同日に行うことで、より婚活への取り組みを意識したパーティーを開催します。

○活動の内容・特徴

パーティー開始前に、婚活に向けての研修講座を行います。パーティーでは講座で得た接し方を活かし、交流を深めていただきます。ローテーショントーク、会食を行いゲームで盛り上がり、その後、マッチングを行います。



○結婚を考える子の親への支援

親として、子どもの婚活支援を行うための支援も行っています。

◇みんなで支える子育て・子育て支援

①地域の子育て力の強化

【全市】～地域における育児支援の促進～
地域住民・まちづくり委員会

○活動のねらい

共働き家庭の増加や子育てに不安や孤立感を抱える家庭に対して、地域ぐるみで子どもの見守り活動を行うなど、多様な主体による子育てを応援します。

○活動の内容・特徴

乳幼児を持つ親子が日常的に集う子育ての地域拠点つどいの広場を市内12カ所に設置し、子育てに関する情報交換や市民子育てアドバイザーによる育児相談、子育て講習会を実施します。

地域ぐるみで子育て・子育てを応援しようとする（むとす）活動を推進します。

【全市】～おめでとう赤ちゃん訪問活動～
民生児童委員・主任児童委員

○活動のねらい

生後4ヶ月頃の乳幼児家庭を、主任児童委員・民生児童委員が訪問します。出生を祝うとともに育児の相談等を受け、必要に応じて関係機関につなげます。

○活動の内容・特徴

赤ちゃんの誕生を祝い、子育てをねぎらいます。子育てのトラブル等を地域や関係機関でサポートする体制づくりにつなげます。飯田市更生保護女性会による出産祝い品を贈ります。



【上久堅】～地域で応援する子育て～

上久堅子育て支援の会

○活動のねらい

出産から小学生までの子育てを、地域で応援します。

○活動の内容・特徴

地区の住民から会員を募り、予算を確保する中で、出産・入学等の祝い金、園児預かり事業など子育て支援活動の補助を行っています。

②ファミリーサポートセンター等による育児支援

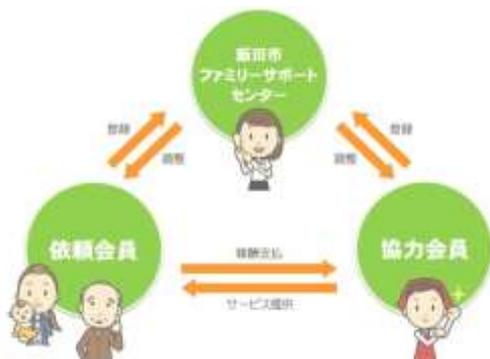
【全市】～ファミリーサポートセンター～
社会福祉協議会

○活動のねらい

仕事と家庭の両立等により、一時的な育児支援が必要な場合に、支援を必要とする人（依頼会員）と支援活動を行うことができる人（協力会員）を結び付けて地域で子育てを助け合います。

○活動の内容・特徴

ファミリーサポートセンターにアドバイザーを配置し、会員同士の連絡調整を行います。保護者が急用等で外出する場合や保育所入所前の援助があります。



【全市】～養育支援家庭訪問登録員の養成～
社会福祉協議会、市

○活動のねらい

児童の養育支援が必要である家庭に対し、過重な負担がかかる前に訪問による支援を実施し、安定した児童の養育が行えるようにします。

○活動の内容・特徴

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し支援を行うため、子どもと保護者の相談相手として必要な知識及び技能を習得し、適切な養育支援ができるよう養成します。

年間8回にわたる養成講座を開催します。



③子育て支援における市民・関係機関の連携

【全市】～子育て支援ネットワーク協議会～
関係機関

○活動のねらい

児童虐待には複雑な問題が絡んでいます。効果的な援助のためには、関係機関が連携し対応していくことが必要なため、ネットワーク協議会（以下「協議会」という）を設置、事業を実施します。

○活動の内容・特徴

子育て支援課（こども家庭応援センター）は協議会の調整機関として、家庭児童相談、子育て短期支援事業、保育所一時預かり、発達支援事業、教育支援（就学相談）等、児童虐待防止関連事業を実施します。

【全市】～飯田市こども家庭応援センター
ゆいきっず～

市

○活動のねらい

子育てに関する総合的な中核施設として位置付け、子育て家庭が孤立せず安心して子育てができるよう、社会全体で応援する仕組みづくりを進めます。専門スタッフにより相談機能や関係機関との連携を強化します。

○活動の内容・特徴

臨床心理士、保健師、保育士、作業療法士、教員OB等による子育て支援を実施します。

発達に心配のある子どもの総合窓口を設けて相談業務を実施します。

外部関係機関と内部関係機関とともに、一貫・連続した包括的な支援を推進します。

ゆいきっずには、ボランティアの活動の場をつくるなど市民協働による展開に努めます。

【下久堅】～放課後子ども教室～

まちづくり委員会公民館委員会

○活動のねらい

小学生の放課後等に学校施設を活用して、安全・安心な居場所をつくれます。地域の人材、資源を活かした様々なスポーツ活動・文化活動・体験活動を通じて、児童の自主性や社会性、創造性を育みます。

○活動の内容・特徴

週4日放課後から午後6時まで小学校1～6年生を対象に、自由遊び、料理教室、ニュースポーツ、サッカー、おやす作り、読み聞かせ、化学工作教室を実施します。



資料編

1 飯田市社会福祉審議会本部会委員名簿

(1) 任期：平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

No.	氏名	分科会	所属団体等
1	菅沼 輝美	児童福祉分科会	飯田市民生児童委員協議会
2	白鳥 祐祥	児童福祉分科会	飯田市私立保育園連盟
3	代田 静子	児童福祉分科会	飯田市ひとり親家庭福祉会
4	宮下 智	障がい者福祉分科会	南信州広域連合地域自立支援協議会
5	黒岩 長造	障がい者福祉分科会	飯田女子短期大学（学識経験者）
6	三石ヨシ子	障がい者福祉分科会	飯田市手をつなぐ育成会
7	原 重一	高齢者福祉分科会	飯伊圏域介護保険事業者連絡協議会
8	佐藤 敏子	高齢者福祉分科会	飯伊圏域介護保険事業者連絡協議会
9	新井 清吉	高齢者福祉分科会	飯田市民生児童委員協議会
10	今村 智司	健康づくり分科会	飯田市公民館館長会
11	山田 和恵	健康づくり分科会	飯田市健康福祉委員等代表者
12	川手 京子	健康づくり分科会	飯田市食生活改善推進協議会
13	福田 富廣	健康づくり分科会	飯田市社会福祉協議会

(2) 任期：平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

No.	氏名	分科会	所属団体等
1	栗塚 雅久	児童福祉分科会	飯田市主任児童委員会
2	小池 とし子	児童福祉分科会	飯田市ひとり親家庭福祉会
3	東城 邦生	児童福祉分科会	飯田市私立保育連盟
4	宮下 智	障がい者福祉分科会	南信州広域連合地域自立支援協議会
5	菱田 博之	障がい者福祉分科会	飯田女子短期大学
6	松澤 陽子	障がい者福祉分科会	飯伊圏域障がい者総合支援センター
7	原 重一	高齢者福祉分科会	飯伊圏域介護保険事業者連絡協議会
8	新井 清吉	高齢者福祉分科会	飯田市民生児童委員協議会 （平成 28 年 11 月 30 日まで）
9	樋口 昭三	高齢者福祉分科会	飯田市民生児童委員協議会 （平成 28 年 12 月 1 日から）
10	吉川 一実	高齢者福祉分科会	飯伊圏域介護保険事業者連絡協議会

11	今村 智司	健康づくり分科会	飯田市公民館館長会
12	川手 京子	健康づくり分科会	飯田市食生活改善推進協議会
13	福田 富廣	健康づくり分科会	飯田市社会福祉協議会
14	原 博志	健康づくり分科会	健康福祉委員会等代表者連絡会

2 飯田市社会福祉審議会本部会の開催状況

期日・場所	会議名	協議事項
平成 27 年 10月9日(金) 本庁舎会議室	第7回 飯田市社会福祉審議会 本部会	・飯田市地域福祉計画の諮問
平成 27 年 12月24日(木) 本庁舎会議室	第8回 飯田市社会福祉審議会 本部会	・飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の 素案について 内容：全体構成、基本理念・基本方針、重点 事業の現状と課題について協議
平成 28 年 2月2日(火) 本庁舎会議室	第9回 飯田市社会福祉審議会 本部会	・飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の 素案について 内容：前回からの修正点の審議、重点事業の 内容を協議
平成 28 年 3月17日(木) 本庁舎会議室	第10回 飯田市社会福祉審議会 本部会	・飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画の 素案について 内容：前回からの修正点の審議、重点事業の 共助のアクションプランについて協議
平成 28 年 8月1日(月) 本庁舎会議室	第1回 飯田市社会福祉審議会 本部会	・飯田市地域福祉計画の原案について 内容：まちづくり委員会等への素案説明での 意見及びその意見に対する考え方の説明、原 案の協議
平成 28 年 10月21日(金) 本庁舎会議室	第2回 飯田市社会福祉審議会 本部会	・飯田市地域福祉計画・活動計画（原案）に ついて 内容：前回からの修正点の審議、活動計画の 取組事例について協議
平成 29 年 2月2日(木) 本庁舎会議室	第3回 飯田市社会福祉審議会 本部会	・地域福祉計画（案）の市長からの諮問に係 る協議、市長への答申書案について 内容：庁内、市議会及びパブリックコメント での意見と意見に対する案の修正と協議
平成 29 年 2月22日(水) 市長公室	市長への答申	正副委員長から市長に対して、地域福祉計 画・地域福祉活動計画の答申書の提出

3 地区等との意見交換の開催状況

期日	会議名	参加人数
5月6日(金)	竜丘地区区長会	8
5月6日(金)	龍江地区民生児童委員協議会定例会	9
5月9日(月)	上村地区民生児童委員協議会定例会	5
5月9日(月)	下久堅民生児童委員協議会定例会	9
5月9日(月)	山本地域づくり委員会役員会	11
5月10日(火)	南信濃地区民生児童委員協議会定例会	11
5月10日(火)	川路地区民生児童委員協議会定例会	6
5月10日(火)	竜丘地区民生児童委員協議会定例会	13
5月13日(金)	上郷地域まちづくり委員会役員会	17
5月16日(月)	南信濃地区地域振興委員会	18
5月18日(水)	千代地区まちづくり委員会定例執行部会	24
5月23日(月)	地域福祉活動推進会議(社会福祉協議会)	20
5月23日(月)	伊賀良自治企画委員会	21
5月27日(金)	羽場地区地域福祉計画(素案)説明会	9
6月1日(水)	橋北地区民生児童委員協議会定例会	12
6月2日(木)	松尾地区民生児童委員協議会定例会	20
6月2日(木)	東野地区民生児童委員協議会定例会	9
6月2日(木)	座光寺地区民生児童委員協議会定例会	9
6月2日(木)	上久堅地区民生児童委員協議会定例会	11
6月2日(木)	上久堅まちづくり委員会正副会長社文委員福祉委員	20
6月3日(金)	橋北地区地域福祉計画(素案)説明会	40
6月6日(月)	羽場地区民生児童委員協議会定例会	12
6月7日(火)	鼎地区民生児童委員協議会定例会	23
6月8日(水)	千代地区民生児童委員協議会定例会	8
6月9日(木)	三穂地区民生児童委員協議会定例会	6
6月9日(木)	三穂まちづくり委員会委員長会	11
6月10日(金)	伊賀良地区民生児童委員協議会定例会	22
6月10日(金)	山本地区民生児童委員協議会定例会	10
6月13日(月)	橋南地区民生児童委員協議会定例会	11
6月14日(火)	川路まちづくり委員会役員会	23
6月15日(水)	龍江地域づくり委員会定例会	20
6月20日(月)	下久堅まちづくり委員会定例会	30
6月21日(火)	橋南自治運営委員会	19
6月29日(水)	松尾まちづくり委員会社会福祉委員会支部長会	15
6月30日(木)	福祉有償運送事業者連絡会	9
7月5日(火)	上郷地区民生児童委員協議会定例会	25

7月6日(水)	丸山地区地域福祉計画(素案)説明会	42
7月7日(木)	丸山地区民生児童委員協議会定例会	9
7月13日(水)	社会福祉審議会一斉分科会	74
7月14日(木)	座光寺地区地域福祉計画(素案)説明会	65
7月15日(金)	東野まちづくり会議三役及び健康福祉委員会	9
7月19日(火)	上村まちづくり委員会定例会	13
7月21日(木)	介護保険事業者連絡会	102
7月21日(木)	鼎地区区長委員長会	16
7月22日(金)	民生児童委員協議会会長会	20
7月26日(火)	臨時地域福祉活動推進会議(社会福祉協議会)	20
8月23日(火)	上郷地区健康福祉委員会定例会	25
9月16日(金)	民生児童委員協議会会長会	19
9月21日(水)	地域福祉活動推進会議(社会福祉協議会)	40
12月19日(月)	まちづくり委員会連絡会	20
1月20日(金)	民生児童委員協議会会長会	20

4 福祉相談窓口一覧

(1) 子育て・発達・就学・家庭児童・児童虐待に関する相談

名称	所在地	電話	受付時間
こども家庭応援センター	本町1丁目15	22-4511	平日8:30~17:15

(2) 児童虐待

名称	電話	受付時間
児童相談所全国共通3桁ダイヤル	189	24時間対応

(3) 医療、子どもの心とからだ、精神保健に関する相談

名称	所在地	電話	受付時間
飯田保健福祉事務所	追手町2-678	53-0444	平日8:30~17:15

(4) 高齢者の介護予防や生活の相談

名称	所在地	電話	担当地区
いいだ地域包括支援センター	銀座3丁目7 堀端ビル2F	56-1595	橋北、橋南、羽場、丸山、東野、 座光寺、上郷
かなえ地域包括支援センター	三日市場406-31	28-2361	山本、伊賀良、鼎
かわじ地域包括支援センター	川路3467-2	27-6052	松尾、下久堅、上久堅、千代、 龍江、竜丘、川路、三穂
南信濃地域包括支援センター	南信濃和田1550	0260- 34-1066	上村、南信濃

(5) 生活保護に関する相談

名称	所在地	電話	受付時間
飯田市福祉事務所	大久保町 2534	22-4511	平日 8:30~17:15

(6) 年金に関する相談

名称	所在地	電話	受付時間
飯田年金事務所	宮の前 4381-3	22-3641	平日 8:30~17:15

(7) 成年後見に関する相談

名称	所在地	電話	受付時間
いいだ成年後見支援センター	銀座 3 丁目 7 堀端ビル 2F	53-3187	平日 8:30~17:30

(8) 消費トラブル問題に関する相談

名称	所在地	電話	受付時間
飯田市消費生活センター	大久保町 2534	22-4530	平日 8:30~17:15

(9) 公正証書に関する相談

名称	所在地	電話
飯田公証役場	常盤町 30	23-6502

(10) 交通事故に関する相談

名称	所在地	電話	受付時間
交通事故相談所飯田支所	追手町 2-678	53-0429	平日 8:30~17:15

(11) 生活や就労などの総合的な支援相談

名称	所在地	電話	受付時間
まいさぼ飯田	高羽町 6-1-3	49-8830	平日 9:30~17:00

(12) 障がいのある方または家族の相談

名称	所在地	電話	受付時間
飯伊圏域障がい者総合支援センター	東栄町 3108-1	24-3182	平日 8:30~17:30

(13) 障がいのあるお子さん又は発達に心配のあるお子さん及び家族の相談

名称	所在地	電話	受付時間
こども発達センターひまわり	松尾新井 5933-2	23-6097	平日 8:30~17:15

(14) 結婚に関する相談

名称	所在地	電話	受付時間
飯田市結婚相談所	東栄町 3108-1	53-3182	平日 8:30~17:30